

令和3年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 5号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 6号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 7号 中頓別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 8号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 9号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第10号 中頓別町道路線の変更について
- 第16 議案第11号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算
- 第17 議案第12号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第18 議案第13号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第19 議案第14号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第20 議案第15号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第21 議案第16号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算

第22 議案第17号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
第22 発議第 1号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○出席議員（8名）

1番	高橋 憲一 君	2番	長谷川 克弘 君
3番	西浦 岩雄 君	4番	宮崎 泰宗 君
5番	東海林 繁幸 君	6番	星川 三喜男 君
7番	細谷 久雄 君	8番	村山 義明 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 生吉 君
副 町 長	遠藤 義一 君
教 育 長	田邊 彰宏 君
総 務 課 長	小林 嘉仁 君
総 務 課 参 事	野露 みゆき 君
総 務 課 参 事	笹原 等 君
総 務 課 参 事	野田 繁実 君
総 務 課 主 幹	庵 日鶴 君
総 務 課 主 幹	石川 章人 君
総 務 課 主 幹	矢部 智彦 君
産 業 課 長	平中 敏志 君
産 業 課 参 事	永田 剛 君
産 業 課 参 事	渡邊 誠人 君
産 業 課 主 幹	西川 明文 君
産 業 課 主 幹	北村 哲也 君
建 設 課 長	土屋 順一 君
建 設 課 主 幹	千葉 靖宏 君
保 健 福 祉 課 長	相馬 正志 君
保 健 福 祉 課 参 事	山田 美緒子 君
保 健 福 祉 課 主 幹	西卷 俊英 君
教 育 次 長	工藤 正勝 君
教 育 委 員 会 主 幹	小林 美幸 君
国 保 病 院 事 務 長	長尾 享 君
国 保 病 院 事 務 次 長	西村 智広 君

会 計 管 理 者	藤 田 徹 君
認定こども園園長	相 座 豊 君
自動車学校長	山 田 和 志 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） 議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用の折、令和3年第1回中頓別町議会定例会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染が全国的に減少傾向から下げ止まりとなり、今後の感染拡大が懸念されています。今定例会においてもマスクの着用、手指の消毒など、感染対策を万全にしたいと思っておりますので、感染対策にご協力をよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和3年第1回中頓別町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、6番、星川さん、7番、細谷さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

令和3年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月24日、2月26日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月9日から3月17日までの9日間とする。3月14日日曜日は休日休会の日であるが、開かれた議会を实践するためサンデー議会として、町政執行方針、教育行政執行方針及び一般質問を行う。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期を残し、閉会する。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

3、提案された議案の取扱いについて、議案第18号から第25号の令和3年度中頓別町各会計予算は議長発議により全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月15

日の本会議終了後から審査する。

4、閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

5、テレビ中継について、3月14日午前10時30分からのサンデー議会及び3月15日からの予算審査特別委員会の開始から終了まで役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月9日から3月17日までの9日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月9日から3月17日までの9日間とすることに決しました。

お諮りします。3月14日は日曜日であり、休日休会の日ですが、議会運営委員会報告のとおり、町民に開かれた議会を实践するためサンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月14日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び1月19日、稚内市で開催された宗谷町村議会議長会定期総会報告、監査委員の例月出納検査報告は、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） それでは、私のほうから先日開催しました所管事務調査の報告をさせていただきます。

令和3年3月9日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、総合計画について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和3年2月15日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、2月15日、令和2年第4回定例会で議決された継続調査として所管事務のうち総合計画の調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、ワークショップの人選に偏りが見られるので、高齢者の意見及びアドバイザー的な存在などを取り入れることにより、多くの町民の意見が反映される総合計画の策定を望むものである。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。第1回の定例会が全議員の参加の下で始まりましたことに対して心からお礼を申し上げたいと思います。長い議会になりますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、私から行政報告をさせていただきたいと思います。ちょっと件数が多いのですが、まず1点目は中頓別町国民健康保険病院常勤医師の退職についてであります。令和2年4月1日から中頓別町国民健康保険病院で勤務されております中西仙太郎副院長につきまして、一身上の都合による自己都合として、令和3年3月31日付をもって退職することになりました。今後におきましては、医師2名体制の確立に向けて医師募集活動をさらに強化して取り組んでまいります。

2点目は、職員の除雪中の事故についてであります。本年度は、平成30年の大雪で被害を受けた時と同程度の大雪が予想されたことから、公共施設を巡視し、必要に応じて除雪を行うこととしました。産業課では、翌日の暴風雪の予報を受けて、急遽2月15日午後から職員が農業体験交流施設の東屋の屋根の雪下ろしに着手しました。作業開始時に屋根からの落雪に注意するよう周知して作業を実施しましたが、屋根の雪下ろし状況を確認するため、注意を怠って軒下を歩いていた職員が落雪に巻き込まれ、大腿骨骨折の重傷をおってしまいました。死亡事故にも繋がりがねず、安全配慮義務違反にもなりうる事故であったことから、今後の対策として安全衛生委員会に諮り、作業の安全管理に対する指針を検討することと致しました。

3点目は、暴風雪災害対策についてです。2月16日6時35分に稚内气象台より気象

特別警報・警報・注意報が発表されました。宗谷南部では暴風雪警報発表、大雪注意報の継続、特に降雪による交通障害への注意喚起、なだれ注意報・着雪注意報は継続との発表でありました。暴風雪や着氷に関しては、冬期における停電や交通障害が予想され、午前中のうちに避難所に係る発電機、照明等の準備、庁舎の太陽光発電システムの蓄電池からの放電を停止、福祉施設への防災資材の供給等の準備を実施いたしました。午後から2回程度の瞬間的な停電が観測されたことと合わせて松音知地区から敏音知地区にかけて漏水と見られる断水が生じたことから、16日15時に暴風雪災害対策本部を設置し、情報収集にあたりるとともに、断水地区への生活用水の供給及び消防支署の協力のもと水道施設へのポンプ車による水の供給を開始、また保健福祉対策部による高齢者への電話連絡での状況確認を実施致しました。深夜における情報収集でも特段の被害報告は入らず、翌17日6時43分に暴風雪警報が解除されたことを受けて、同日9時に対策本部は解散致しました。このたびの暴風雪警報に係る被害報告はありませんでしたが、今季の大雪による被害は未確認ながら生じていると思われる、今後調査を実施致します。

4点目は、水道事故対策についてです。2月16日13時頃に松音知から敏音知地区間における水道漏水事故が発生し、19戸43名に断水の被害が生じました。16日当初は、ピンネシリ道の駅裏で行われている貯水槽の設置工事によるものと考え、聴き取り調査及び塩素濃度の測定を行いました。反応せず、水量計の確認により松音知地区の貯水槽から国道付近までの間であると予想し、調査を2月17日まで実施致しました。しかし、漏水の兆候は見られず、翌18日は職員を動員して敏音知から松音知地区間にある仕切弁を掘り出し、流量調査を実施しました。その結果、敏音知地区での漏水であることが判明し、ピンネシリ道の駅裏の貯水槽設置工事箇所を再調査致しました。その結果、微弱ながら塩素濃度が確認され、漏水箇所の特定に至ったものであります。

漏水箇所の発見に手間取った理由としては、暴風雪警報の最中であることと大雪により掘削作業に時間がとられたことがあげられます。また、貯水槽設置工事における聴き取りでも掘削作業は試掘を行いながら慎重に進められており、水道管を切断することなく作業を終え、問題はなかったものと考えられました。漏水箇所は、この貯水槽設置箇所における掘削部分の側面部で、暗渠排水による大量の水が掘削箇所に流れ込み、水深は約3mほど、掘削部を養生していたため地盤が緩み、配水管(75mm)が埋設されていた箇所の土砂が崩落して、水面下での水道管が破損したものと推測します。大量の暗渠排水の水と相まって塩素濃度が薄まったことと掘削側面の上部部分が崩壊しておらず、排水作業を終えて始めて破損された水道管が露出し、漏水箇所が確認できたものであります。不慮の事故であったと考えております。2月19日16時頃、水道管を繋ぎ合わせて、水道からの流量を確認し、復旧作業を終了致しました。この間、消防支署による給水は、浜頓別支署からの応援を受けて、ポンプ車で36回、360トン、開発から借り上げたポンプ車で19回、119.7トンの合わせて55回、479.7トンでありました。また、住民への生活用水の給水作業は、2月17日昼から19日朝まで計4回実施致しました。断水の影

響を受けました住民の方々に漏水箇所の特定に時間がかかりましたことを心からお詫びを申し上げたいと思います。

5点目は、停電事故対策であります。遡りまして2月6日17時37分からと2月20日19時頃から、計2回長時間に渡る停電が発生致しました。2月6日の停電に関しては、中頓別町全戸に影響が出るものであり、長期化する恐れがあるとのことで一時職員が出動し、避難所として太陽光発電システムの蓄電池からの電力で照明や会議室のストーブの稼働、薪ストーブによる住民ホールの暖房を行い、避難所の仮準備を開始致しました。19時10分頃に町内全地区の電力の復旧を確認し、19時30分に一部職員を除き事故対策を解除致しました。停電の原因は、中川町における送電線事故であり、広域に渡り停電となったものであります。

2月20日19時頃に発生した停電は、当初最大で旭台地区70戸に影響し、20時頃には4戸、21時頃には無人の1戸を残して復旧しております。当初の段階から北電による復旧作業の開始が報告され、そう長い停電にならないとの予想から情報収集と連絡調整にあたりました。残り4戸の段階で住民と連絡をとり、避難の希望を確認致しましたが、避難の必要がないとの連絡を得ております。停電の原因は、鍾乳洞管理用道路における倒木により電線が切断されたことによります。今後も特に冬期の停電事故に関しては、臨機応変に対応したいと考えております。

6点目は、太陽光発電システムの運用についてであります。太陽光発電システムは、昨年12月21日の工事完成受渡後から運用を開始しています。当年度は、運用における調整を行うこととしており、さらに高電圧から直接電力を供給されているコンピューター室（サーバー室）については、太陽光発電及び非常用発電機からの電力が供給されていないことから、停電対策の強化を図るため、追加工事によりそれぞれ接続を行うこととしています。また、太陽光発電の電力供給量と庁舎内の電力需要量に差があることから、一部の電力供給を停止し、手動により電力需要量を確認しながら再供給する必要性があり、それらを確認するシステムも追加することとします。先日2月6日における全町規模の停電の際に手動による切り替えを実施し、無事に電力が供給できることも確認致しました。また、2月16日から17日にかけての暴風雪については、停電の可能性を考慮し、蓄電池からの放電を停止して蓄電池の電力量を最大で残す対応をしており、それらも問題なく運用が図れましたことをご報告致します。

7点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。全国的に1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）での緊急事態宣言の発令が継続延長される中で北海道内の感染状況については、新規感染者数や入院患者数、また重症者数等の緩やかな減少傾向が続いておりますことから、3月7日をもって北海道の集中対策期間は終了することとなりました。本町においても集中対策期間中は、北海道の対策本部会議の開催に合わせて新型コロナウイルス感染症中頓別町対策本部会議を開催し、常に新しい情報に注視しつつ、厳しい状況を踏まえて今後の対策を確認するとともに、旬報や折り込みチラシ、防災無線

を活用した町内放送などで周知啓発に努めてきました。今後は、3月から4月にかけての人事異動による転勤や新規入社、大学等への入学の時期は人の移動が増える時期であり、感染症の拡大が懸念されることから、改めて感染防止対策の取り組みを行ってまいりたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種が法に基づく臨時接種に位置付けられ、本町においても国や道との連携のもと、ワクチン接種の円滑な実施に向けて、体制確保に係る準備を進めていきます。ワクチン接種にかかる相談窓口を開設し、感染防止対策を更に徹底することで町民の皆様が安心して接種が受けられる環境を整えてまいります。

本町においては、現在まで北海道からの感染者発生公表はありませんが、引き続き町民並びに事業者の皆様のご協力を賜りながら、「新北海道スタイル」の実践を継続するとともに、北海道の対策と連携を図りながら感染防止対策を推進してまいります。

また、本町は、「コロナ差別0（ゼロ）の町」を掲げています。新型コロナウイルスは、誰もが感染リスクを抱えておりますが、今戦うべきは「人」ではなく「新型コロナウイルス」であります。人権の配慮と差別や偏見を持つことなく、一人ひとりが冷静に思いやりを持った行動をとっていただきますよう改めて町民の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 引き続き教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教育行政報告を1点させていただきます。

中頓別町と立命館慶祥高等学校（江別市）の地方創生人材育成制度に関する協定についてでございます。この協定は、立命館慶祥高等学校と中頓別町が連携のもと、産業、教育・文化、健康・福祉、まちづくり等の様々な分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的としています。

この協定は、次の①～⑤の事項について協力します。①、立命館慶祥高等学校への首長による推薦入学。②、地元自治体等でインターンシップ、フィールドワーク。③、地元自治体等での研究成果の発表。④、産業振興、教育・研究・文化・スポーツの振興・発展、人材育成、まちづくり等。⑤、その他両者が協議して必要と認める事項でございます。

この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間です。ただし、協定の有効期間満了の日の1か月前までに立命館慶祥高等学校と中頓別町のいずれからも改廃の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様となります。

この協定は、立命館慶祥高等学校が道内の高等学校が設置されていない市町村と結ぶものです。宗谷管内では、猿払村と幌延町がこの協定を結んでいます。

町長推薦は、中学時の評点基準を満たし、審査を通過した生徒が1自治体当たり毎年1人推薦を受けることができます。この制度の入学者は、慶祥高校で「課題研究」という科

目を履修し、地元自治体でのインターンシップなどを通して各地域の課題を学びます。その解決や活性化につながるテーマで卒業論文を書き、成果も発表します。立命館大学では、主に地元自治体に貢献するための研究に取り組み、卒業後は地元へUターンして、リーダーとして活躍することが期待されています。

昨日になりますが、3月8日月曜日、調印式がこの役場会議室で行われ、小林町長と立命館慶祥高校、江川校長が協定書を交わしました。希望する生徒には2022年度入試から実施されます。

なお、この協定に係る入学者への慶祥高校からの金銭的（奨学金等）支援や中頓別町の経費負担はないことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

東海林さん

○5番（東海林繁幸君） 町長の行政報告で1点だけ伺いたいと思います。

一番最初に報告がありました国保病院の副院長の退職に関することですが、副院長はこの1年、住民に対する診療行為、診療技術は非常に皆さんから信頼されていて、長くいてほしい先生だというふうに言われておりました。私もそう思っていました。やむを得ない事情でお辞めになること、これはよほどの事情があたりだと思しますので、内容は問いませんが、ただ一つ問題なのは、先生とは本当は関係ないことですが、紹介した会社の紹介料について、従来の紹介料から比べても相当高額なものであったと記憶しています。約1,000万円だと思います。これが200万円、300万円のものであればまあまあやむを得ないと思ながら、この金額になると1年間でこの金額かという思いはどうしてもあるわけですので、その件、契約の内容と金額について分かれば教えていただきたいことと、1年間でこれが適用されるのかどうか。1年でこれだけの金額を負担しなければならぬということには非常に問題があると。少なくとも2年間か3年間は勤めてもらったらやむを得ないという思いもあるのですけれども、この点お聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） まず、中西副院長につきましては、伊藤前院長がご病気で、大変厳しい状況の中で後任というか、専任の医師を確保するという大変難しい状況の中で、何としても1人先生を確保しなければならないという状況の中で通常の紹介料よりも高い報酬の紹介の制度を活用して、何とか4月1日にぎりぎり来ていただくことができたというようなことでありました。今般の事情を申し上げますと、本当に今医師の動きは都道府県とか全国を範囲とするそういう公的な財団等の紹介で動く医師をはるかに超えるというか、圧倒的にそういう機関を経ての医師の動きが生まれているというような状況があることをひとつご理解いただきたいと思います。もちろんそうでないルートで医師を探すということも努力はしているつもりでありますけれども、やはりどうしても現状としてはそういう紹介会社を経ないとなかなか医師との接点がないというのが現状だということをも

ご理解いただきたいと思ひます。

それで、今言われたように1年でというところについての問題というのは、確かにここ数年紹介業を経て採用した先生が短期で離職されるということが続いておりますので、その辺については費用対効果を考えたときに本当に大きな支出であるということは、私もその辺りについては厳しく認識をしているつもりであります。少なくとも今後につきましては、採用に当たっては複数年以上勤務する意思のある先生を優先して採用するように努力をしたいというふうに考えています。今回につきましては、昨年の非常に緊急度の高い状況であったことと、その中でプレミアムリサーチとかという通常の設定よりも高い、ヘッドハンティングに近いような状況での採用の仕組みを取らざるを得なかったという事情だけのご理解をいただきたいと思ひます。あわせて、繰り返しになりますけれども、今後におきましては面接時にしっかりできるだけ長期間の勤務をしていただける先生を優先して採用するという考え方に立っていききたいというふうに思っています。おかげさまで現長島院長につきましては、相当期間長く働いてくださるという意味を表明していただいておりますし、先般の懇談した際にもそういったようなお考えを改めて確認することができておりますので、重ねて報告をさせていただきたいと思ひます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長の説明で状況や事情はよく分かるのです。問題は、私が聞いているのは契約の在り方です、紹介会社との。1年で辞めていってもこれが通用するような、そういう契約の仕方はまずいのではないかとことを言っているのです、本来は。ですから、今の場合は仕方ないとして、これからの在り方としては少なくとも複数年勤めることによってこの紹介料が生きると、満度に支払うこともできるというような内容のものにしないと、こんなことで例えば紹介会社と悪質な医師がぐるになってやったら、1年で、1年でと、こうやるようなことは幾らでもできるのです。今回の場合はそんなことは全く悪質なものではないことは承知しておりますけれども、これからの在り方としては町として考えるべきでしょうということを言っているのです。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今いろんな紹介会社とうちの町の場合はお付き合いをさせていただいておりますけれども、実は1年というのが最長で、複数年というような契約をされている会社は現状ございません。もっと短いのは、去年でしたか、おとしでしたか、ありましたね、3か月とかという。もっと短いのは逆にありますけれども、複数年というのはないというのが現状です。ただ、そういう会社等にもそういうことが可能なかということについては、改めて打診するなり、協議をしていきたいというふうには思いますが、今全国どこでも複数年での契約期間を持っているという、そういう紹介の実態はないということもご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、同意第1号 副町長の選任につき同意を求める件を議題とします。

本件に関係のある副町長についてはご退席願います。

（遠藤副町長 退席）

○議長（村山義明君） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、遠藤義一。

現副町長であります遠藤義一につきましては、皆さんご承知とは思いますが、昭和55年3月に国土館大学の文学部を卒業後、本町に採用になっております。主に教育委員会の業務でありましたけれども、平成16年に総務課の参事として課長職となり、その後総務課長、まちづくり推進課長、また最後に総務課長を経た後、平成29年4月から副町長として任務に当たっていただいております。現遠藤副町長につきましては、職員の人望も厚く、これまで副町長として大きな役割を果たしていただいているというふうを考えておりまして、再任としてぜひ議会の皆様のご同意を賜りたく、提案をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） 1点だけお伺いします。

このことについては何ともまだ判断できませんけれども、小林町長が1期2年間、一人で行政を仕切っておりました。その後3年目から副町長を配置して、ここまできておりますが、その間町長の一人2年間とその後副町長が配置されてからどのように内容、中身が変わったのかお伺いします。

それとあわせて、この4年間副町長を配置して、結構事務的な処理のミスが今まで4年間報告がありました。町民に大変迷惑をかけた交付税の算出ミスというような一大的なミス等もありました。そのときに私も叱責しましたけれども、そこら辺を副町長あたりが、総務課長をやった後の副町長です。それも見つけられなかったというのも私はそのときについていろいろと申し上げましたけれども、そこで2年間、この4年間、町長一人のときとその後副町長を配置しての4年間でどのように変わったのか。そしてまた、今説明でありましたけれども、副町長は職員に人望があると、厚いということですが、職員がどのよう

に変わったのかも伺いたしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今お話のありました事務処理上のミスというのは、これは私が就任して以来というか、恐らくそれ以前というふうにも認識しておりますけれども、ベテランの職員のちょうど退職する時期に重なり、その間多くの新規採用職員と入れ替わっていくという中で生じたものだというふうに認識をしております。その多かった時期とそれを防ぐ対策との時期に多少のずれがあったかもしれませんが、私は今副町長を置いて、職員数も一定の体制を構築する中で、それらの発生についてはある程度減ってきているというふうに、ゼロになっているとはなかなか言い難いところはありますけれども、ようやく私のほうも少し安心して決裁をすることができるような状況に変わってきていると。これはもちろん副町長一人の役割ではなくて、幹部職員の頑張りが大きいというふうに思っていますけれども、副町長に町長の補助機関としての執行機関の統括をしてもらっている中でそういう体制が構築されてきたというふうに考えております。私自身もそういう面では事務処理上の瑕疵等についてのチェックをするというような負担から解放されて、より政策的な視野を、そういった思考のほうに時間を割いて執務ができるようになってきたというふうに思っています。

それとあわせて、今職員間の話もございましたけれども、それまでは細かいことも含めて私に直接の相談ということになっていましたけれども、幹部職員の皆さんについても副町長のところで相談をして解決するというようなことが増えていって、そういう体制に今はなってきているというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今星川議員が質問されて、平成29年4月からですから丸4年になりますか、これまでの成果とか効果的なところを町長が今お答えになっていたと思いますけれども、ミスの関係が主にだったと思います。マイナスから少しゼロとかプラスのほうに向かっているというようなこれまでの内容だったと思うのですが、副町長の選任についてはその前、10年ぶりぐらいだったのですか、一度廃止状態になっていた副町長を設置するということについては、当時私もそうでしたし、町の中でも反対的な意見も多くあったと思います。そういう中でも今回任期満了に伴う再提案ということですから、これまでは先ほど星川議員が聞かれたので、今後について、副町長を新たに設置されてからは副町長としては2期目になると思いますので、町長がこれまでと同じだったり、今後期待されるようなことについて伺いたしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、私は、たまたまですけれども、うちの町に関してはずっと行政の職員から町長になるということが続いてきていて、前町長などは特に高い行政の能力をお持ちの方だったというふうに思っていますし、そういう中で細かいことも含めて十分にチェック機能も果たせるというようなことで、大変財政の厳しい状況の中をそうやっ

て乗り越えてこられたというふうに思っています。ただ、町長というのは、そもそもそういう行政の経験にたけた人でなければいけないような職種であってはならないというふうに思っていますし、あくまでもこれは町民の代表であって、そのための役割を十分に果たせる人が選ばれるべきだろうというふうに認識をしております。だから、そこは町長に本来求めるべき役割ではないのではないかとこのように思います。そこは、やはり副町長という機関がしっかり統括する役割を担って、行政を回していくということが本来の姿であって、確かに財政的には厳しい中で副町長を置かないというような時期を経なければならなかったことは、ある種これからももしかしたらあるかもしれませんが、基本的にはそういう機関もしっかり配置して、機能させていけるような行財政運営をしていくというのが基本ではないかとこのように考えています。今その基本に立ち返って、より効率的、効果的な行政としての機能が発揮できるような、そういう組織づくりをさらに進めていくという考え方に立ちたいというふうに考えておりますので、私としてはやはり副町長の役割は重要であり、設置は必要であるという認識を改めてこの4年間の中で再認識した上でこの提案をさせていただいているものであるということをご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） すみません。町長、今のお答えで再度1点だけなのですが、今町長がおっしゃったように町長という存在だったり、役割というのは、中頓別町ではこれまで町長が今お答えいただいたようにずっと役場出身だったり、行政出身者がやってきて、純粋に民間からの町長というのはいないけれども、町長が今おっしゃったようにそういう人もできるようにということで、それは私も完全に同感でして、そこをサポートされる副町長を行政から配置してということになると思います。なので、今町長がお答えいただいたように、いずれ小林町長ではない違う方が町長になられるでしょうし、もしかしたら民間の人がなるかもしれない。そういうことを考えると、今回も多分再度4年というご提案かなと思うのですが、先ほど星川議員もおっしゃっていましたが、町長の3年目で切り替わるような形になっていますので、次に新しい方が例えば今後なるということを考えれば、できる限り副町長の任期も町長の任期に近づけていくべきではないかなと思うのですが、その点今後例えば残任的に2年間の提案をいずれされるとか、そういうことはお考えになられているのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 2年先のことはちょっと分かりませんが、少なくとも2年後に新しい町長がおなりになったときには、当然その時点で改めて判断されることだと思いますし、その中で新しい副町長を選任するということが選択としてはおありになるのではないかとこのように思います。私自身がどうなるかはちょっと分かりませんが、仮にですけれども、そうなった場合についてもやはり任期と調整するような考え方に立って、その時点で改めてご相談するというようなことになるのではないだろうかというふう

には思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。同意第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

（遠藤副町長 着席）

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第2号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第2号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案第2号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案2ページをお開き願います。議案第2号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

5 ページをお開き願います。改正の要旨でございますが、本条例につきましては地域振興と町民福祉の向上を図ることを目的に地域づくりを推進する事業に対しまして補助金を交付するものであります。引き続き制度の継続を行うため、5年間の延長を行うものであります。

3 ページにお戻りください。改め文を読み上げてご提案いたします。中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例。

中頓別町地域づくり活動支援補助金条例（平成23年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第3号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） それでは、中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

6 ページをお開きください。議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和3年3月9日提出、中頓別町長。

9 ページをお開きください。改正の要旨を御覧ください。障がい者等の就労促進と職場への定着を図るため、平成30年4月1日に本条例を制定したところであるが、本年度でその効力を失うことから、障がい福祉計画に沿った地域福祉推進事業の取組を継続するため改正するものであります。

7 ページをお開きください。改め文を読み上げて説明といたします。中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例。

中頓別町障がい者等就労促進助成条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

引き続き制度の継続を行うため、3年間の延長を行うものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町障がい者等就労促進助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） それでは、中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

10ページをお開きください。議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

13ページをお開きください。改正の要旨を御覧ください。介護保険計画の策定期間に応じて3年ごとに見直すことになっている介護保険料について、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるため、中頓別町介護保険条例の一部改正を行うものであります。

令和3年度からの介護保険料につきましては、保健福祉審議会介護部会の中で議論がなされまして、全体的に今年度までの介護給付費の減少が見られまして、介護保険料が減額できるのではないかとということが議論にもなりましたが、現在検討しております地域医療提供体制と地域包括ケアの構築に係る検討の中で今後新設予定であります介護医療院などの介護保険事業所に係る介護給付費等の増大分も見据えまして、据置きにしたほうがよいとの結論に達したところであります。また、今回の改正では、低所得者に係る介護保険料の軽減措置について令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、所得段階の第1段階から第3段階までの保険料の軽減を昨年度と同様に令和3年度も継続して行うものであります。

12ページをお開きください。新旧対照表により説明いたします。第2条、保険料、第2条第1項中の期間について、平成30年度を令和3年度に改め、令和2年度を令和5年度に改め、同条第2項及び第3項中の令和2年度を令和3年度に改め、さらに同条第4項中の令和元年度及び令和2年度を令和3年度に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置、第2条、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

最後になりますが、第8期の介護保険計画につきましては、まだ答申につきましては行っておりませんが、今年度審議会の委員さんにはこのほかに地域医療提供体制と地域包括ケアの関係で集まっていたいただいて負担もかけていることから、今後これから下旬にかけて予定されております審議会全体会議の中で答申を行い、その後に議員の皆様へ配付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長(村山義明君) 日程第10、議案第5号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第5号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長(相馬正志君) 14ページをお開きください。議案第5号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

75ページ、改正の要旨を御覧ください。介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)が公布されたことにより、中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。31ページをお開きください。目次、第4節の後に第10章、雑則、第205条を追加しております。

続きまして、第5条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則については、新たに第3項で利用者の人権の擁護、虐待の防止などのための必要な体制の整備と従業者に対する

研修の実施に係る規定を追加し、第4項では介護保険関連情報の活用を有効に行うようにする規定を新規に追加しております。

第8条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数については、事業者におけるオペレーターの配置基準を規定しており、同一敷地内に第1号から第8号までの施設がある場合は、その施設職員をオペレーターとして充てることのできる規定を追加しております。第1号では、第49条第4項第1号の追加、32ページに移りまして、第2号から第8号までは第49条第4項第2号から第8号までをそれぞれ追加しております。

続きまして、第32条、下段になりますが、管理者等の責務では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者の規定を示しており、第2項及び第3項をそれぞれ1項ずつ繰り下げ、第2項に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、迷惑行為等のハラスメントの防止等に係る研修に努めることの新規定を新たに追加しております。

33ページに移りまして、第33条、運営規程については、第8号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第34条、勤務体制の確保等については、新規に第5項を追加し、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しております。

34ページに移りまして、第34条の2、業務継続計画の策定等については、新たに規定を追加しております。第34条の2第1項では、感染症や非常災害の発生時についての規定であり、災害時の体制で早期に業務再開を図れるための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることの規定を追加、第2項ではその業務継続計画の周知と必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないことを追加、第3項では定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うことの新規定を追加しております。

続きまして、第35条、衛生管理等では、第35条第3項第1号から第3号までを新たに追加しております。第35条第3項では、事業所に感染症が発生し、または蔓延しないような措置を講じることの規定を定めております。第35条第3項第1号では感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をテレビ電話装置などを活用し、行うことができるものとし、その委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を事業所の従業員に周知徹底を図ることの規定を追加しております。35ページに移りまして、第2号では感染症の予防や蔓延防止のための指針の整備について規定を追加、第3号では従業員に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することの規定を追加しております。

第36条、掲示については、第36条第2項を新たに追加しております。第2項では、前項に規定する事項の記載した書面、運営規程の概要や従業員の勤務体制及び利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させ、それを掲示に代えることができる規定を追加したものであります。

第41条、地域との連携等では、第1項中、知見を有する者などにより構成される協議会をテレビ電話装置を活用して行うことができることと、利用者が参加する場合はその活

用について当該利用者の同意を得なければならないこと、また介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会の回数を3月に1回以上を6か月に1回以上に変更になっております。

36ページに移りまして、第42条の2、虐待の防止では、新たに規定が追加されております。第42条の2第1号では、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知を図ること、第2号では虐待防止のための指針の整備をすること、第3号では虐待防止のための研修を定期的実施すること、第4号では研修を実施するための担当者を置くことの規定が追加となっております。

第49条からは、指定夜間対応型訪問介護に関する規定となっております。37ページに移りまして、第49条、訪問介護員等の員数では、第49条第1項第1号中の「専ら利用者」の「専ら」を削除し、その後のただし書を削除しております。第2号では、「とする。」を削除、第3号では「専ら随時訪問」の「専ら」を削除し、ただし書を削除しております。

第49条第2項の次に新たに第3項から第7項までを追加となっております。ページは、37ページ下段から39ページ上段までとなっております。37ページの下段、第49条第3項では、オペレーターの職務についての規定の追加であります。38ページから39ページの上段までですが、第4項では指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内にある第1号から第12号までの施設がある場合は、その職員をオペレーターとして充てることができる規定を追加、第5項から第7項までは随時訪問サービスを行う訪問介護員等の兼務することができる規定の追加となっております。

第56条、管理者等の責務では、現行の第2項及び第3項をそれぞれ1項ずつ繰り下げ、新たに第2項、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、迷惑行為等のハラスメント防止等に係る研修の実施や必要な配慮に努めることの規定の追加となっております。

第57条、運営規程については、40ページに移りますが、第8号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第58条、勤務体制の確保等では、第2項中、ただし書の随時訪問サービスについては、ほかの指定訪問介護事業所との連携を今回の改正では指定夜間対応型訪問介護の利用者に提供する体制の構築と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との密接な連携を図ることの規定を追加しており、さらに利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の事情を勘案し、適切と認める範囲内において夜間対応型訪問介護の事業の一部を追加し、訪問介護員を従業者に改めています。

第58条の第3項では、現行の指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を一体的に運営されている場合の職務体制を改正案ではオペレーションセンターサービスに改め、複数の指定夜間対応型訪問看護事業所が密接な連携を図り、一体的に利用者、またはその家族から通報を受けることができる規定に改めています。

41ページに移りまして、第5項では新たに指定夜間対応型訪問介護看護事業者につい

て適切な提供を確保する観点から、業務上必要かつ相当な範囲を超えたことで就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しています。

第59条、地域との連携等については、第2項を新たに追加し、指定夜間対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問看護の提供を行うよう努めることの規定を追加しております。

第61条、準用では、今回の条例の整備に伴い条の修正を行っております。

42ページに移りまして、第61条の11、ここからは指定地域密着型通所介護事業所についての規定であります。第61条の11、管理者の責務についてですが、現行の第2項を1項繰り下げ、新たに第2項として指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、迷惑行為等のハラスメントの防止等に係る研修、必要な配慮に努めることの規定が追加となっております。

第61条の12、運営規程については、第10号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めています。

第61条の13、勤務体制の確保等については、第4項と第5項を新たに追加し、第4項では看護師、介護福祉士、介護支援専門員等以外の従業員の資質の向上のために認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないことの規定が追加されております。

43ページに移りますが、第5項では指定地域密着型通所介護事業者は、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しております。

第61条の15、非常災害対策についてですが、新たに第3項が追加となっております。第3項、地域密着型通所介護事業者は、非常災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない規定を追加しています。

第61条の16、衛生管理等については、第2項の次に第1号から第3号までを新規に追加しております。第1号では、感染症予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ることの規定を追加しております。44ページに移りまして、第2号では感染症予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること、第3号では感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することの規定を追加しています。

第61条の17、地域との連携等については、第1項中、知見を有する者により構成される協議会の開催をテレビ電話装置の活用やその利用を利用者の同意を得なければならないことを追加しています。

第61条の20、準用では、今回の条例の整備に伴い条の修正及び追加を行っております。

45ページに移りまして、第61条の33、ここからは指定療養通所介護事業所についての規定であります。第61条の33、管理者の責務についてですが、第2項から第5項

を1項ずつ繰り下げ、第2項に新たに管理者の責務として迷惑行為等のハラスメント防止に係る研修の実施やその他必要な配慮に努めることの規定を追加しております。

46ページに移りますが、第61条の34、運営規程についてですが、第9号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第61条の36、安全・サービス提供管理委員会の設置についてですが、第1項中、安全・サービス提供管理委員会にテレビ電話装置等を活用して行うことができることを追加しております。

第61条の38、準用についてですが、今回の条例の整備に伴い条の修正及び追加を行っております。

47ページに移りますが、第66条、従業者の員数についてですが、第1項中、中段、これらの事業所又は施設の後「（第68条第1項において「本体事業所等」という。）」を追加しております。

48ページに移りますが、第67条、利用定員等については、第2項中、第84条第7項の次に第112条第9項を追加しています。

第68条、管理者については、49ページに移りますが、第1項の下段に、なお、共用型指定認知症対応型通所介護の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないことの規定を追加しております。

第75条、運営規程では、第10号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第82条、準用については、今回の条例の整備に伴い条の追加等を行っております。

50ページに移りまして、第84条、ここからは小規模多機能型居宅介護事業所についての規定であります。第84条、従業者の員数等については、第6項中の太線で囲まれた中の左側の指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設されている場合についての施設名の中で追加になった施設が指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が追加され、その逆にその右側の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかある場合についての施設名は、先ほど追加された2つの施設が削除となっております。

51ページに移りまして、第85条、管理者についてですが、今回の条例の整備に伴い条、項の修正を行っております。

52ページに移りまして、第89条、心身の状況等の把握については、第1項中、サービス担当者会議等の担当者を招集して行う会議でテレビ電話装置などを活用し、さらに利用者が参加する場合は利用者の同意を得なければならないことを追加しております。

第102条、運営規程では、第10号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

53ページに移りますが、第103条、定員の遵守では、第2項を新たに追加しております。過疎地域であって、地域の実情により小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必

要であると町が認めた場合は、介護保険計画の終期までに限り登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護を行うことができる規定を追加しました。

第110条、準用では、今回の条例の整備に伴い条、項の修正を行っております。

54ページに移りますが、第112条につきましては、ここからは指定認知症対応型共同生活介護についての規定であります。第112条、従業者の員数については、54ページの下段になりますが、「以下この項において同じ。」を追加し、55ページに移りますが、ただし書で指定認知症対応型共同生活介護事業所で共同生活住居が3の場合であって、共同生活住居が同一の階に隣接しており、職員が円滑に利用者の把握状況を行い、速やかな対応が可能な構造で安全対策を取っていることを要件に夜勤2人以上の配置に緩和できることの規定を追加しております。

第5項では、現行の上段と下段にあります「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」にそれぞれ改めております。

第9項及び第10項をそれぞれ1項ずつ繰り下げ、第9項に新たにサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所についてのことを規定し、56ページに移りますが、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる規定を追加しております。

第113条の管理者については、第2項を1項繰り下げ、第2項を新たにサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることのできる規定を追加しております。

57ページに移りますが、第115条、設備については、第1項中、指定認知症対応型共同生活事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は「1又は2とする」を「1以上3以下」とするに改め、その後のただし書を削除しております。

58ページに移りまして、第119条、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針では、第7項に第1号から第3号を追加し、さらに第8項を追加しております。第7項は、指定認知症対応型共同生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための規定を追加しております。第1号では、身体的拘束の適正化のための検討委員会を3月に1回以上開催することとその結果を従業者に周知徹底を図ること、第2号では身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、第3号では従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することの規定を追加しております。

第8項については、指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、定期的に評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図ることの規定を追加しております。59ページに移りますが、第1号では外部の者による評価、第2号では運営推進会議における評価を追加しております。

第123条、管理者による管理については、第1項中、括弧書きの中、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共

同生活介護を除くを追加しております。

第124条、運営規程では、第7号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第125条、勤務体制の確保等については、60ページに移りますが、第3項は介護従事者の資質の向上のための研修の確保についての規定であり、「その際」から新規に追加になっております。全ての介護従事者、介護士、介護福祉士、介護支援専門員等以外の従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための規定を追加しております。

第4項は、新たに指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しております。

第130条、準用では、今回の条例の整備に伴い条、項の修正を行っております。

61ページに移りまして、第140条、ここからは指定地域密着型特定施設入居者生活介護についての規定であります。第140条、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針では、第6項に第1号から第3号を追加し、さらに第7項を追加しています。第6項は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための規定を追加しております。第1号では、身体的拘束の適正化のための検討委員会を3月に1回以上開催することとその結果を従業者に周知徹底を図ること、第2号では身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、第3号では従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することの規定を追加しております。

第7項については、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、定期的に評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図ることの規定を追加しております。

第147条、運営規程では、第9号を虐待の防止のために措置に関する事項に改めております

62ページに移りますが、第148条、勤務体制の確保等については、第4項は地域密着型特定施設従業者の資質の向上のための研修の確保についての規定であり、「その際」から新規に追加になっております。全ての地域密着型特定施設従業者、看護師、介護福祉士、介護支援専門員等以外の従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための規定を追加しております。

第5項は、新たに指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定が追加となっております。

第151条、準用については、今回の条例の整備に伴い条、項の修正を行っております。

63ページに移りまして、第153条、ここからは指定地域密着型介護老人福祉施設についての規定であります。第153条、従業者の員数については、第1項ではただし書を追加しております。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、栄養士または管理栄養士を置かないことができる規定

を追加になっております。第153条の第4号については、栄養士の後に管理栄養士を追加しております。

第153条の第3項については、ただし書の「指定地域密着型介護老人福祉施設」から「看護職員に限る。」を除き、」までを削除しております。

64ページに移りまして、第8項につきましては、本体施設に第1号から第3号までの職員がいる場合においてサテライト型居住施設にその職員を置かないことができることを規定しております。第8項中、栄養士の次に「若しくは管理栄養士」を追加し、第1号では「生活相談員」と「若しくは管理栄養士」を追加し、第2号及び第3号では「若しくは管理栄養士」を追加し、第4号では新たに「介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員」を追加しております。

第13項は、下段の栄養士の後に「若しくは管理栄養士」を追加しております。

65ページに移りますが、第159条、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針について、第6項に第1号から第3号を追加し、さらに第7項を追加しております。第6項は、指定地域密着型介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化を図る規定を追加、第1号では身体的拘束の適正化のための検討委員会を3月に1回以上開催することとその結果を従業者に周知徹底を図ること、第2号では身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、第3号では介護職員や従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施することの規定を追加しております。

第7項については、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常に改善を図ることの規定を追加しております。

第160条、地域密着型施設サービス計画の作成については、66ページにまたがりませんが、第160条の第6項中、サービス担当者会議等の担当者を招集して行う会議、テレビ電話装置を活用して行うことができること、さらに入所者とその家族が参加する場合にはその活用について同意を得なければならないことを追加しております。

第165条の2、栄養管理では、新たに施設は入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者の状態に応じた栄養管理を定期的に行わなければならないことの規定を追加しております。

第165条の3、口腔衛生の管理では、こちらも新たに施設は入所者の口腔の健康の保持を図り、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を定期的に行わなければならないことの規定を追加しております。

第170条、運営規程では、第7号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

67ページに移りまして、第171条、勤務体制の確保等では、第3項は施設従業者の資質の向上のための研修の確保についての規定であり、「その際」から新規に追加になっております。全ての従業者は、看護師、介護福祉士、介護支援専門員等以外の従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための規定を追加しております。

第4項では、新たに指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しております。

第173条、衛生管理等については、施設において感染症や食中毒が発生し、蔓延しないように措置を講じる規定であり、第1号中、食中毒の予防、蔓延防止のための検討委員会にテレビ電話装置を活用して行うことができることと、さらに68ページに移りますが、第3号では感染症及び食中毒の予防や蔓延防止のための研修のほかに訓練を追加しております。

第177条、事故発生の防止及び発生時の対応については、施設での事故の発生を防止するための規定であり、第3号では事故発生の防止のための委員会にテレビ電話装置を活用して行うことができることを追加、また第4号では新たに従業者に対する研修会、定期的実施するための担当者を置くことについての追加をしております。

第179条、準用では、今回の条例の整備に伴い条、項の修正等を行っております。

69ページに移りまして、第182条の設備については、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準を規定しており、(イ)、ユニットの入居定員を「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改めております。(ウ)では、居室の床面積についてですが、現行のbの「ユニットに属さない居室を改修したものについては」から「生じていても差し支えない。」までの内容については削除しております。

70ページに移りますが、第184条の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針について、第8項に第1号から第3号を追加し、さらに第9項を追加しております。第8項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化のための規定、第1号では身体的拘束の適正化のための検討委員会を3月に1回以上開催すること、その結果を介護職員や従業者に周知徹底を図ること、第2号では身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、第3号では介護職員や従業者に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することの規定を追加しております。

第9項については、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常に改善を図ることの規定を追加しております。

第188条の運営規程については、第8号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

71ページに移りまして、第189条、勤務体制の確保等では、第4項は施設従業者の資質の向上のための研修の確保についての規定であり、「その際」から新規に追加になっております。全ての従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための規定を追加しております。

第5項では、新たにユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しております。

第191条の準用及び第204条の準用についても今回の条例の整備に伴い条、項の追

加及び修正等を行っております。

73ページに移りますが、第10章、雑則、第205条、電磁的記録等については、第1項、指定地域密着型サービス事業者と指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、書面、書類、文書などについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を追加しました。

74ページに移りますが、第2項では、交付、説明、同意などのその他これらに類する書面は、相手方の承諾を得て書面に代えて電磁的方法によることができる規定を追加いたしました。

説明が長くなり、大変申し訳ありませんでした。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

説明も長くなると思いますので、これで昼休みにしたいと思いますので、議場の時計で午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第6号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第6号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 76ページをお開きください。議案第6号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

106ページをお開きください。改正の要旨でございます。介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことにより、中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により説明をいたします。86ページをお開きください。目次、第5節の後に第5章の雑則、第92条を追加しております。

第4条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則については、第3項で利用者についての人権の擁護、虐待の防止などのための体制の整備と従業者に対する研修の実施に対する規定を追加し、第4項では介護保険関連情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることの規定を新規に追加しております。

第9条、従業員の員数についてですが、第1項中、87ページの上段、これらの事業所又は施設の後に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を追加しております。

第10条、利用定員等については、88ページに移りますが、中段、第2項中、第45条第7項の次に「及び第72条第9項」を追加しております。

第11条、管理者については、第1項中の下段に、なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないことの規定を追加しております。

89ページに移りますが、第27条、管理者の責務では、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者の規定を示しており、第2項を1項繰り下げ、新たに指定介護予防

認知症対応型通所介護事業所の管理者は、迷惑行為等のハラスメントの防止等に係る研修に努めることの規定を追加しております。

第28条、運営規程については、第10号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第29条、勤務体制の確保等については、第3項中の下段、看護師、介護福祉士、介護支援専門員等以外の従業員の資質の向上のために認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないことの規定を追加しております。

90ページに移りますが、第4項では指定介護予防認知症対応型通所介護事業者について、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しております。

第29条の2、業務継続計画の策定等については、第29条の2第1項から第3項まで新たに追加しております。第29条の2では、感染症や非常災害の発生時についての規定で、非常時の体制を早期に業務再開を図れるための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることの規定を追加し、第2項では業務継続計画の周知と必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないことを追加、第3項では定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うことの規定を追加しております。

第31条、非常災害対策については、新たに第2項が追加となっております。第2項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない規定を追加しております。

91ページに移りまして、第32条、衛生管理等については、第2項中、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」から「各号に掲げる措置を講じなければならない」と改め、第1号から第3号まで新たに規定を追加しております。第32条第2項第1号では、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をテレビ電話装置等を活用し、行うことができるものとし、その委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を事業所の従業者に周知徹底を図ることの規定を追加しております。第2号では、感染症の予防と蔓延防止のための指針の整備についての規定を追加、第3号では従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することの規定を追加しております。

第33条、掲示については、新たに2項を追加しております。第2項では、運営規程の概要や重要事項などの書面を事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、それを掲示に代えることができる規定を追加したものであります。

92ページに移りますが、第38条の2、虐待の防止については、新たに規定を追加しております。第38条の2第1号では、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知を図ること、第2号では虐待防止のための指針を整備すること、第3号では虐待防止のための研修を定期的実施すること、第4号では研修を実施するための担当者を置くことの規定が追加となっております。

第40条、地域との連携等については、第1項中、協議会でテレビ電話装置等を活用して行うことができることと利用者が参加する場合はテレビ電話装置の活用についてを当該利用者から同意を得なければならないこと、また運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を6月に1回以上設けることの規定が追加となっております。

93ページに移りますが、第2項では運営推進会議における報告、評価、要望、助言などについての記録を作成し、公表しなければならない規定を追加、第3項では地域住民とその自発的な活動との連携や協力を行い、地域との交流を図ることの規定を追加、第4項では利用者からの苦情に関して町が派遣する者が相談や援助を行う事業、その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならないことの規定を追加、第5項では指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めることの規定を追加しております。

第45条、従業者の員数等については、95ページになりますが、第45条第7項中、中段になりますが、「(以下「本体事業所」という。)」の以下の後に「この章において」ということを追加しております。

第46条、管理者では、今回の条例の整備に伴い条、項等の修正を行っております。

96ページに移りまして、第50条、心身の状況等の把握については、第1項中、サービス担当者会議等の担当者を招集して行う会議をテレビ電話装置等を活用し、さらに利用者が参加する場合は利用者の同意を得なければならないことを追加しております。

第58条、運営規程については、第10号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第59条、定員の遵守については、97ページに移りますが、第2項を新たに追加し、過疎地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた場合は介護保険事業計画の終期までに限り登録定員並びに利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる規定を追加しました。

第66条、準用については、今回の条例の整備に伴い条、項等の修正を行い、さらに下段の第3章第4節の後の文言を削除しております。

98ページに移りまして、第72条の従業者の員数については、第1項中、下段、「(宿直勤務を除く。)をいう」の後に「以下この項において同じ」を追加し、その後ただし書で指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所で共同生活住居が3の場合であって、共同生活住居が同一の階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で安全対策を取っていることを要件に夜勤を2人以上の配置に緩和できることの規定を追加しております。

99ページに移りますが、第5項では、現行の上段と下段の「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改めまして、第9項及び第10項を1項ず

つ繰り下げ、第9項を新たにサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所についてのことを規定し、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる規定を追加しております。

100ページに移りまして、第73条の管理者では、第2項を1項繰り下げ、第2項を新たにサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることのできるという規定を追加しております。

101ページに移りまして、第75条では、第1項中、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は「1又は2とする」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては1又は2）とする」に改め、その後のただし書を削除しております。

第79条、身体的拘束等の禁止については、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための規定を追加しております。第1号では、身体的拘束の適正化のための検討委員会を3月に1回以上開催することとその結果を介護従事者に周知徹底を図ること、第2号では身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、第3号では介護従事者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することの規定を追加しております。

102ページに移りまして、第80条、管理者による管理については、第1項中、括弧書きの中、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除くを追加しております。

第81条の運営規程については、第7号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めています。

第82条、勤務体制の確保等については、第3項は介護従事者の資質の向上のための研修の確保についての規定であり、「その際」から新規に追加になっております。全ての介護従事者、看護師、介護福祉士、介護支援専門員等を以外の従業者は、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための規定を追加しております。

103ページに移りますが、第4項では、新たに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などについての規定を追加しております。

第87条、準用では、今回の条例の整備に伴い条、項等の修正と文言の整理を行ったものであります。

104ページに移りまして、第88条、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針については、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、定期的評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図ることの規定を追加しております。第1号では、外部の者による評価、第2号では運営推進会議における評価を追加しております。

第92条、電磁的記録等については、第1項、指定地域密着型介護予防サービス事業者

と指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、書面、書類、文書などについては書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を追加しました。

105ページに移りますが、第2項では交付、説明、同意などのその他これらに類する書面は、相手方の承諾を得て書面に代えて電磁的方法によることができる規定を追加しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 簡単なことなのだけれども、前の議案第5号も含めて、大変長い説明を課長は担当課長としてよく把握して説明していただいたと思って、頑張っているなとつくづく思ったのです。それは一つ褒めてあげたいのだけれども、ただ議員として説明の在り方として、改正の場合、加筆する部分、それから削除する部分、これはこれで見て分かりますし、文言も内容は分かるわけです。ただ、例えば88ページの中ほどにありますけれども、第45条第7項の後に第72条第9項を加えますの説明だけだった。これでは説明になっていないのだ。これ何なの。そこが説明でしょう。我々これ知らない、全然。だから、できたらそういう単なる加筆と削除のほかにも、こういう新たなもの、法令に基づいたものを加えるとしたら、それが何であるか、加えたものが何なのかを説明しないともう一ついい説明の仕方にならないと思うので、できたらそういう説明をしていただきたいことと、ついでですから、もし分かればこの第72条第9項なるものは何なのかお知らせください。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） ページでいいますと99ページになります。その下段ですけれども、サテライト型の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所のことを説明しております。その追加であります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第7号 中頓別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第7号 中頓別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 107ページをお開きください。議案第7号 中頓別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

116ページ、改正の要旨を御覧ください。介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことにより、中頓別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により説明をいたします。111ページをお開きください。目次、第6章の後に第7章、雑則、第36条を追加しております。

第4条、基本方針については、第5項及び第6項を新たに追加しております。第5項は、指定介護予防支援事業者は、利用者についての人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備と従業者に対する研修の実施に対する規定を追加し、第6項では介護保険関連情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることの規定を新規に追加しております。

第20条、運営規程では、第6号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第20条の2、業務継続計画の策定等については、第20条の2から112ページになりますが、第2項及び第3項を新たに追加しております。第20条の2では、感染症や非常災害の発生時についての規定で、非常時の体制を早期に業務再開を図れるための業務継

統計画を策定し、必要な措置を講じることの規定を追加し、112ページに移りますが、第2項では業務継続計画の周知と必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないことを追加し、第3項では定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うことの規定を追加しております。

第21条、勤務体制の確保については、第4項に指定介護予防支援事業者について従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しております。

第23条の2、衛生管理等については新たに規定を追加しております。第23条の2第1項では、指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、蔓延しないように措置を講じることの規定であります。第1号では感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をテレビ電話装置などを活用し、行うことができるものとし、委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を事業所の従業者に周知徹底を図ることの規定を追加しております。113ページに移りますが、第2号では感染症の予防や蔓延防止のための指針の整備についての規定を追加、第3号では従業者に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することの規定を追加しております。

第24条、掲示については、新たに第24条第2項を追加しております。第2項では、運営規程の概要や重要事項などの書面を事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、それを掲示に代えることができる規定を追加したものであります。

第29条の2、虐待の防止では、新たに規定を追加しております。第29条の2第1号では、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知を図ること、第2号では虐待防止のための指針を整備すること、第3号では虐待防止のための研修を定期的実施すること、第4号では研修を実施するための担当者を置くことの規定が追加となっております。

114ページに移りますが、第33条、指定介護予防支援の具体的取扱方針については、第9号中、サービス担当者会議等の担当者を招集して行う会議でテレビ電話装置などを活用し、さらに利用者が参加する場合は利用者の同意を得なければならないことを追加しております。

第7章、雑則、第36条、電磁的記録等については、第1項、指定介護予防支援事業者と指定介護予防支援の提供に当たる者は、書面、書類、文書などについては書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を追加しました。

115ページに移りますが、第2項では交付、説明、同意などのその他これらに類する書面は、相手方の承諾を得て書面に代えて電磁的方法によることができる規定を追加しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第8号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第8号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 117ページをお開きください。議案第8号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

129ページ、改正の要旨を御覧ください。介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことにより、中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものがあります。

新旧対照表により説明をいたします。122ページをお開きください。目次、第6章の後に第7章、雑則、第34条を追加しております。

第4条については、新たに第5項及び第6項を追加しております。第5項については、指定居宅介護支援事業者は、利用者についての人権の擁護、虐待の防止等のための体制の

整備と従業者に対する研修の実施に対する規定を追加し、第6項では介護保険関連情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることの規定を新規に追加しております。

第7条、内容及び手続の説明及び同意についてですが、中段の求めることができることに後に居宅サービス計画の総数のうち計画の数の占める割合並びに訪問介護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者、または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合を追加しております。

123ページに移りまして、第16条、指定居宅介護支援の具体的取扱方針については、第9号中、サービス担当者会議の後に指定居宅サービスの担当者を招集して行う会議でテレビ電話装置等を活用し、さらに利用者が参加する場合は利用者の同意を得なければならないことを追加しております。

124ページに移りますが、第20号の2では、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画におけるサービス費において支給限度基準額に占める割合や総額に占める割合の妥当性を検討し、サービスの必要性などを記載したサービス計画を町に届けなければならないことの規定を追加しております。

第20条、管理者の責務については、第2項を1項繰り下げ、第2項を新たに迷惑行為等のハラスメントの防止等に係る研修に努めることの規定を追加しております。

第21条、運営規程については、125ページになりますが、第6号を虐待の防止のための措置に関する事項に改めております。

第22条、勤務体制の確保等については、第4項を新たに追加しております。第4項では、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化についての規定を追加しております。

第22条の2、業務継続計画の策定等については、第22条の2第1項から第3項までを新たに追加しております。第22条の2では、指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時についての規定で、非常時の体制を早期に業務再開を図れるための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることの規定を追加し、第2項では業務継続計画の周知と必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないことを追加し、第3項では定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うことの規定を追加しております。

第24条の2、衛生管理等については、新規に規定を追加しております。第24条の2第1項では、指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、蔓延しないように措置を講じることの規定であります。126ページに移りますが、第1号では感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をテレビ電話装置等を活用し、行うことができるものとし、委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を事業所の従業者に周知徹底を図ることの規定を追加しております。

第25条、掲示では、第2項を新たに追加し、運営規程の概要や重要事項などの書面を事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、それを掲示に代える

ことができる規定を追加したものであります。

第30条の2、虐待の防止については、新たに規定を追加しています。第30条の2第1号では、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知を図ること、127ページに移りますが、第2号では虐待防止のための指針を整備すること、第3号では虐待防止のための研修を定期的を実施すること、第4号では研修を実施するための担当者を置くことの規定が追加となっております。

第7章、雑則、第34条、電磁的記録等について、第1項、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、書面、書類、文書などについては書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を追加し、第2項では交付、説明、同意などその他これらに類する書面は、相手方の承諾を得て書面に代えて電磁的方法によることができる規定を追加しました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 中頓別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第9号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第9号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

130ページをお開きください。議案第9号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和3年3月9日提出、中頓別町長。

133ページをお開きください。改正の要旨であります。本条例は、良質な賃貸住宅の供給の促進を図り、もって町民の定住を図ることを目的に町内に民間賃貸住宅を建設する個人、または法人に対してその費用の一部を助成するものであり、引き続き制度の継続を行うため3年間の延長を行うものであります。

131ページをお開きください。改め文を読み上げまして、ご説明させていただきます。
中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例。

中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例（平成25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

132ページには改正の新旧対照表を添付しております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第10号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号 中頓別町道路線の変更について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、ご説明させていただきます。

134ページをお開きください。議案第10号 中頓別町道路線の変更について。
道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。
令和3年3月9日提出、中頓別町長。

1、変更前の路線、整理番号109、路線名、あかね5条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別48の8、終点、字中頓別159の3、延長191.92メートル、用地幅員、最大11.46メートル、最小9.77メートル。

2、変更後の路線、整理番号109、路線名、あかね5条通り線に変更はございません。供用開始の区間、起点、字中頓別48の8、終点、字中頓別160の15、延長334.85メートル、用地幅員、最大11.46メートル、最小9.77メートルとなります。

路線の場所につきましては、配付しております説明資料のとおりとなります。

変更の理由といたしまして、町道あかね5条通り線整備工事が完了したことによるものとなります。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町道路線の変更の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で午後2時まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第11号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第11号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案第11号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。令和2年度中頓別町一般会計補正予算。

令和2年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,449万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ42億220万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費は、2款総務費、1項総務管理費、高速ネットワーク通信環境整備推進事業1億6,343万4,000円、地方創生臨時交付金事業195万6,000円、6款農林水産業費、1項農業費、草地整備型公共牧場整備事業2,750万円、8款土木費、1項住宅管理費、公営住宅維持管理事業31万2,000円、2項住宅建設費、危険廃屋解体撤去助成事業56万円をそれぞれ翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰越しの理由でございますが、高速ネットワーク通信環境整備推進事業につきましては、光回線の未整備地区における整備に関しまして民設民営方式による整備手続を進めているところでありまして、現在国からの補助金の交付決定がなされた段階でありまして年度内の事業完了が見込めないこと、地方創生臨時交付金事業につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となりますが、この一環として実施しておりますテレワーク促進事業におきまして職員端末の調達が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして年度内に完了できないこと、草地整備型公共牧場整備事業につきましては国の補正予算成立に伴い事業を追加するもので年度内の事業完了が見込めないことから、それぞれ令和3年度に繰り越して執行するものでございます。また、公営住宅維持管理事業及び危険廃屋解体撤去助成事業につきましては、事業費精査による減額分を補助金額の確定に伴いまして歳出のみを翌年度に繰り越して執行するものでございます。

第3表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債では、限度額を変更前4億9,320万円から変更後4億3,830万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。変更になった事業についてご説明いたします。過疎地域自立促進特別事業の限度額を変更前5,550万円から変更後5,480万円に、あかね5条通り線整備事業の限度額を変更前4,920万円から変更後4,830万円に、森林管理道松麿線開設事業の限度額を変更前1,750万円から変更後1,630万円に、中頓別駅向線交付金事業の限度額を変更前3,500万円から変更後3,480万円に、橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前2,170万円から変更後2,000万円に、消火栓移設事業の限度額を変更前310万円から変更後340万円に、グループホーム建設事業の限度額を変更前3,470万円から変更後3,410万円に、金庫の沢線交付金事業の限度額を変更前1,560万円から変更後1,480万円に、特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前2,960万円から変更後2,910万円に、中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前1,600万円から変更後340万円に、農地耕作条件改善事業の限度額を変更前2,830万円から変更後2,800万円に、除雪機械購入事業の限度額を変更前3,610万円から変更後2,530万円に、草地整備型公共牧場整備事業の限度額を変更前3,200万円から変更後1,810万円に、高度無線環境整備推進事業の限度額を変更前8,380万円から変更後8,290万円に、消防指揮車購入事業の限度額を変更前750万円から変更後690万円に、太陽光発電システム整備事業の限度額を変更前2,000万円から変更後1,050万円に変更するものでございまして、いずれも事業費の確定、精査によるものでございます。

続きまして、起債の目的、辺地対策事業債では、限度額を変更前4,730万円から変更後2,050万円とするもので、起債の方法、利率に変動はございません。内容は、林業専用道天北線開設事業の限度額を変更前1,470万円から変更後1,270万円に、秋田原野線交付金事業の限度額を変更前3,260万円から変更後780万円に変更するものでございます。

6ページをお開き願います。続きまして、起債の目的、緊急防災・減災事業債では、限度額を変更前1,080万円から変更後1,040万円とするもので、起債の方法、利率等の変動はございません。変更となりました事業は、消防庁舎自家発電設備改修事業の限度額を変更前740万円から変更後700万円に変更するものでございます。

続きまして、新規の地方債の追加でございます。1点目は、起債の目的、公共事業等債としまして、草地整備型公共牧場整備事業、限度額830万円、起債の方法は証書借入れ、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件または借入先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2点目は、起債の目的、減収補填債といたしまして、限度額269万4,000円、起債の方法は証書借入れ、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件または借入先と

の協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。この2点を追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。32ページをお開き願います。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定、取りやめに伴いまして既定予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。そのため、減額補正分につきましては詳細の説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

1款1項1目議会費では、既定額から293万7,000円を減額し、4,770万4,000円とするもので、4節共済費で職員共済費負担率の増によりまして7,000円を追加しておりますが、それ以外の節におきましてはいずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から1,354万6,000円を減額し、5億645万8,000円とするものです。追加となりましたものにつきましては、人事管理事務事業、35ページ上段を御覧いただきまして、3節職員手当等で主に時間外手当、管理職手当、扶養手当など、合わせまして250万1,000円の追加計上となっております。また、4節共済費、全体としては651万円の減額となっておりますが、共済組合負担金で81万7,000円、非常勤公務災害補償負担金で10万8,000円の追加、18節負担金補助及び交付金におきましても全体といたしましては300万円の減額ではございますが、退職手当組合事前納付金で50万2,000円の追加計上となっております。

2目財政管理費では、既定額から107万9,000円を減額し、1,212万4,000円とするもので、財政管理事業、物品管理事業、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

4目財産管理費では、既定額から300万円を減額し、2,835万9,000円とするもので、追加項目といたしまして町有財産維持管理事業、11節役務費で19万8,000円を追加、37ページをお開きいただきまして、内容につきましては公有建物災害共済分担金で17万3,000円、公有自動車損害共済分担金で2万5,000円を追加、防災無線関連設備及び太陽光発電システム関連設備、さらには防災車両購入に伴う共済加入のため追加するものでありまして、その他につきましてはいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5目企画費では、既定額から3,275万9,000円を減額し、2億3,571万1,000円とするもので、37ページ、いきいきふるさと推進事業から43ページ、高速ネットワーク通信環境整備推進事業まで、コロナの影響によります事業の中止、延期を含めまして事業実績見込みに基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

7目生活安全推進費では、既定額から202万2,000円を減額し、559万4,000円とするもので、生活安全推進事業、自治組織運営支援事業、いずれも実績見込みに

基づく不用額の減額でございます。

8目防災対策費では、既定額から240万8,000円を減額し、5,684万円とするもので、追加項目といたしまして防災対策事業、11節役務費で防災無線電波利用料に不足が生じる見込みでありますことから2万円を追加、その他につきましてはいずれも事業実績に基づく不用額の減額でございます。

10目情報推進費では、既定額から31万円を減額し、1,669万3,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、17節備品購入費で見積り合わせによる減と新型コロナウイルス対応臨時交付金事業に振り替えたことによりまして不用額を減額するものでございます。

44ページをお開き願います。11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額から2,036万7,000円を減額し、1億2,415万4,000円とするもので、入札減を含め、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。なお、緊急的な対応に即座に対応できるよう、一般財源分として補正いたしました10節需用費の新型コロナウイルス感染症対策分273万9,000円、17節備品購入費の新型コロナウイルス感染症対策分372万円、18節負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策分600万円につきましても合わせて減額をしております。

2項徴税费、1目税務総務費では、既定額から13万円を減額し、644万7,000円とするもので、税務事務事業、8節旅費で実績見込みに基づき不用額を減額。

3項戸籍住民基本台帳費、46ページをお開きいただきまして、1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に55万7,000円を追加し、2,423万7,000円とするもので、住民事務事業、8節旅費は実績見込みにより9万8,000円の減となっておりますが、18節負担金補助及び交付金ではマイナンバーカードの発行件数が当初見込みにより伸びたことによりまして65万5,000円の追加となったものであります。

4項選挙費、2目選挙啓発費では、既定額の8,000円を皆減するもので、10節需用費の消耗品費の支出が見込まれないため減額。

3目在外選挙費でも既定額の2,000円を皆減するもので、11節役務費の郵便料の支出が見込まれないため減額するものでございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額から18万6,000円を減額し、198万6,000円とするもので、工業統計調査、国勢調査、農林業センサス事後調査、経済センサス活動調査準備経費、いずれも北海道からの委託金が確定したことに伴う予算の精査、不用額の減額でございます。

48ページをお開き願います。6項1目監査委員費では、既定額から32万2,000円を減額し、94万6,000円とするもので、監査委員事務事業、8節旅費及び18節負担金補助及び交付金で実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から542万円を減額し、2,745万1,000円とするもので、社会福祉総務事業、1節報酬から8節旅費、

18節負担金補助及び交付金で予算の精査、実績見込みによる不用額の減額となっておりますけれども、12節委託料で56万7,000円の追加となっております。内容につきましては、講師委託料で9万3,000円の減額としておりますが、病院・介護施設運営内容改善調査業務委託料として地域医療提供体制と地域包括ケアの構築に向けた町民向けの説明資料作成費用66万円を新規に計上、その他戦没者追悼平和祈念式開催事業から51ページ上段、社会福祉法人資格養成助成事業まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。詳細につきましては、保健福祉課作成の説明資料が事前配付してございますので、ご参照願います。

50ページ、2目老人福祉費では、既定額から3,023万4,000円を減額し、1億7,077万円とするもので、高齢者等スポーツレクリエーション大会開催事業から居宅介護支援事業所運営費助成事業まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

3目国民年金費では、既定額に30万8,000円を追加し、82万2,000円とするもので、国民年金事務事業、8節旅費で予算精査により不用額5万5,000円を減額、22節償還金利子及び割引料では超過交付となっている令和元年度の年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金返還分として36万3,000円を新規に計上するものでございます。

4目障害者福祉費では、既定額から20万5,000円を減額し、1億4,891万1,000円とするもので、障害者総合支援給付事業、8節旅費で予算の精査による不用額の減額。

5目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するもので、災害救助事業におきまして災害見舞金、災害弔慰金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところでございます。

7目地域福祉対策事業費では、既定額から13万7,000円を減額し、542万3,000円とするもので、緊急通報システム事業、12節委託料で利用者の減による不用額の減額でございます。

8目介護福祉センター費では、既定額に5万1,000円を追加し、634万2,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、10節需用費で15万2,000円を追加、内容は施設燃料費に不足が生じる見込みであることから10万円を、避難口誘導灯の修繕費5万2,000円をそれぞれ追加、53ページをお開きいただきまして、11節役務費でも電話料に不足が生じる見込みであるため2万円を追加、17節備品購入費では事業費の確定による不用額の減額でございます。

11目特別定額給付金事業費では、既定額から419万6,000円を減額し、1億7,338万3,000円とするもので、特別定額給付金事業、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、事業実績見込みによる不用額の減額でございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に61万2,000円を追加し、1,6

80万1,000円とするもので、児童手当支給事業、22節償還金利子及び割引料で令和元年度児童手当交付金の額確定に伴う返還金として追加するものでございます。

4目認定こども園費では、既定額から551万6,000円を減額し、2,880万8,000円とするもので、認定こども園事業、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

54ページになります。5目地域子育て支援費では、既定額から13万5,000円を減額し、41万7,000円とするもので、地域子育て支援事業、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額。

6目放課後児童健全育成費では、既定額から60万8,000円を減額し、692万7,000円とするもので、放課後児童健全育成事業、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額。

7目こども包括支援費では、既定額から56万1,000円を減額し、396万1,000円とするもので、ファミリーサポートセンター事業、1節報酬から8節旅費まで、事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

8目こどもセンター費では、既定額から33万5,000円を減額し、222万5,000円とするもので、こどもセンター事業、8節旅費及び17節備品購入費で予算の精査、事業実績による不用額の減額でございます。

56ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から456万4,000円を減額し、2,011万9,000円とするもので、感染症予防事業及び保健予防事業で事業実績見込みによる予算の精査、不用額の減額、予防接種事業では11節役務費で国保連事務手数料に不足が生じる見込みであることから1万3,000円を追加、12節委託料及び19節扶助費では事業実績見込みによる不用額の減額でございます。

2目母子衛生費では、既定額から52万7,000円を減額し、295万2,000円とするもので、母子健康相談健康教育事業で不用額を減額、母子健診事業、12節委託料で新生児聴覚検査委託料に不足が生じるため3万円を追加、19節扶助費では実績見込みによる不用額を減額、母子歯科保健事業、59ページ上段になりますが、不妊治療費助成事業におきましても事業実績見込みによる不用額の減額でございます。

3目環境衛生費では、既定額から468万2,000円を減額し、1億763万円とするもので、環境衛生事業、環境保全活動推進事業で事業実績及び見込みによる不用額の減額。

5目病院費では、既定額に1億2,173万5,000円を追加し、3億6,531万4,000円とするもので、国保病院事業会計予算の決算の見通しに合わせまして、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金、運営事業補助で1億1,630万1,000円、リハビリテーション医療費分で589万8,000円、共済追加費用負担分で32万2,000円、児童手当分で51万円をそれぞれ追加、在宅医療提供

強化事業補助として150万円を新規計上いたしまして、研究研修費、過疎債分、単独備品購入、救急医療費、企業債利子をそれぞれ事業実績、予算精査により減額するものでございます。

6目診療所費では、既定額から1,200万円を減額し、1,620万5,000円とするもので、歯科診療所委託事業、12節委託料で事業実績見込みによる不用額の減額。

7目地域保健対策費では既定額から10万8,000円を減額し、33万2,000円とするもので、地区組織活動事業、7節報償費、8節旅費で実績見込みによる不用額の減額。

8目健康増進費では、既定額から305万7,000円を減額し、508万7,000円とするもので、がん検診事業から61ページ中段、後期高齢保健事業まで、いずれも事業実績見込みによる予算の精査、不用額の減額でございます。

5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額から3万円を減額し、3万6,000円とするもので、稚内雇用対策協議会関係事業、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、予算の精査、不用額の減額でございます。

62ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から56万9,000円を減額し、258万8,000円とするもので、農業委員会活動促進事業、農業担い手対策事業、ともに事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

2目農業振興費では、既定額から1,108万4,000円を減額し、1億3,887万1,000円とするもので、中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、14節工事請負費及び17節備品購入費のストーブ交換費用につきましては事業実績による不用額の減額、デスクトップパソコンは予算に不足が生じたため3,000円を追加するものでございます。農業振興事業、中頓別町農業担い手育成事業、農業次世代人材投資事業では、事業実績見込みによる不用額の減額、6次産業化推進事業、8節旅費では実績見込みにより37万9,000円の減額、10節需用費では車両燃料費に不足が生じる見込みであることから1万8,000円を追加するものでございます。酪農振興支援事業、農地耕作条件改善事業につきましては、事業実績見込みにより不用額を減額。

3目畜産業費では、既定額に583万8,000円を追加し、7,815万4,000円とするもので、循環農業支援センター管理事業、地域交流事業につきましては、いずれも事業実績見込みによる減額、畜産振興事業では18節負担金補助及び交付金で家畜伝染病発生農場に対する対策補助金として53万円を新規に計上、中頓別町営牧場運営事業、乳牛共進会関連事業につきましては実績見込みにより不用額を減額、草地整備型公共牧場整備事業、18節負担金補助及び交付金で事業実績見込みにより参加者負担金1,123万4,000円を追加、なお参加者負担金につきましては当初予算と合わせまして5,673万4,000円となるところであり、このうち2,750万円が第2表でご説明いたしました繰越明許費事業として翌年度に繰り越して執行するものでございます。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に16万7,000円を追加し、1,683万2,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費で24万円を追加、現在親熊6頭分、子熊3頭分の予算を計上しておりますが、既に親熊8頭、子熊1頭を捕獲しており、残る年度内におきましても捕獲の可能性があることから追加するものでございます。17節備品購入費につきましては、実績に基づき不用額を減額してございます。

5目農業者年金費では、既定額から20万2,000円を減額し、16万1,000円とするもので、農業者年金委託事務、8節旅費で実績見込みにより不用額を減額するものでございます。

66ページをお開き願います。2項林業費、1目林業振興費では、既定額から41万5,000円を減額し、4,706万4,000円とするもので、森林管理事業、8節旅費から14節工事請負費まで実績見込みによる減額、森林環境保全直接支援事業、14節工事請負費全体では16万円の減額となっておりますが、兵安地区間伐工事で4万1,000円、中頓別地区町有林下刈り工事で93万7,000円をそれぞれを追加、事業の確定によるものでございます。森林保護事業、13節使用料及び賃借料では事業実績により不用額5万円を減額、中頓別町民有林森林整備振興事業及び未来につなぐ森づくり推進事業では事業量増加に伴う補助金の増加に伴い3万6,000円と66万4,000円をそれぞれ追加、森林整備担い手対策推進事業及び森林整備・林業振興事業では、事業の確定に伴いそれぞれ減額をするものでございます。

68ページになります。2目林道費では、既定額から707万1,000円を減額し、5,239万4,000円とするもので、林道管理事業から藤井地区林業専用道開設事業まで事業実績見込みによりそれぞれ不用額を減額するものでございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、既定額から166万5,000円を減額し、5,919万9,000円とするもので、商工業振興対策推進事業、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで事業実績見込みにより不用額を減額。

2目観光費では、既定額から337万4,000円を減額し、9,406万1,000円とするもので、ライダーハウス開設事業から71ページ中段、地域おこし協力隊事業まで、いずれも事業実績見込みにより不用額を減額するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額から196万7,000円を減額し、1億1,630万2,000円とするもので、除排雪事業、10節需用費で除雪車両の修繕費に不足が生じておりますことから300万円を追加、12節委託料では今年度の降雪量が近年の状況より多くなっており、除雪作業の出動回数が当初見込みより増加しているため590万円を追加、その他11節役務費、17節備品購入費、26節公課費では実績見込みによる減額、道路維持補修事業、73ページ、道路台帳整備事業につきましては実績見込みにより不用額を減額してございます。詳細につきましては、別途配付しております建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3目道路新設改良費では、既定額から4,317万7,000円を減額し、2億3,7

48万4,000円とするもので、普通建設事業（単独）からあかね5条通り線整備事業まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

74ページをお開き願います。3項河川費、1目河川総務費では、既定額から5万3,000円を減額し、90万3,000円とするもので、河川維持、樋門樋管管理委託、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額から146万円を減額し、2,536万円とするもので、公営住宅維持管理事業、1節報酬から17節備品購入費まで、事業実績見込みによる不用額の減額。

2目住宅建設費では、既定額から218万1,000円を減額し、1,185万8,000円とするもので、住宅建設促進事業、危険廃屋解体撤去助成事業、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から748万8,000円を減額し、1億4,980万6,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金を減額するものでございます。詳細につきましては、別冊で配付してございます令和2年度一般会計予算（別紙内訳）明細書でご説明をいたします。明細書の2ページを御覧いただきたいと思っております。常備消防費、消防本部費で24万6,000円の減額、中頓別支署費では488万9,000円の減額、非常備消防費、中頓別消防団費では156万5,000円を減額、消防施設費、中頓別消防施設費では78万8,000円を減額するものでございます。詳細につきましては、事務事業別にてご説明いたしますので、3ページを御覧いただきたいと思っております。消防本部負担金で、議会費、総務費、消防本部費の予算精査で24万6,000円を減額、消防査察事務ではコロナ禍の影響による会議の中止など予算精査で7万6,000円を減額、火災・救助・災害警戒防御業務におきましても同様に冬山救助講習など各種講習の中止によりまして8節旅費などの精査で11万円を減額、救急業務では12節委託料でB型肝炎検査において陽性判定者が多く、予防接種対象者が少なく済むなど事業全体の予算精査で9万円を減額、救急業務検証事務におきましてもコロナ禍の影響で検証会の中止により8節旅費など6万2,000円を減額、救急資機材維持管理では1万1,000円を追加するもので、26節公課費で自動車重量税の予算計上誤りによる追加でございます。救急救命士病院実習事業及び5ページをお開きいただきまして、消防学校派遣事業におきましてもコロナ禍の影響で病院実習、教育課程の中止が相次ぎ、8節旅費など予算精査で2事業合わせまして72万9,000円を減額しております。消防車両・資機材維持管理業務におきましても、11節役務費、17節備品購入費の予算精査で8万5,000円を減額、消防水利維持管理事務では14万円を減額、14節工事請負費で消火栓移設工事に伴う入札減によるものでございます。消防団訓練指導等事業では、春季消防演習、出初め式の開催中止に伴い消防団員の費用弁償127万6,000円を減額、消防分団事務では中頓別支署費、8節旅費、中頓別消防団費、1節報酬など予算精査で32万5,000円を減額、7ページをお開きいただきまして、通信施設

維持管理業務では11節役務費、電話料の予算精査で2万円を減額、庁舎・備品維持管理では14節工事請負費で庁舎自家発電機切替え盤取付け工事の入札減によりまして37万4,000円を減額、その他グループ内庶務におきましても予算精査による減額が主なものでございまして、2節給料では31万円を減額、3節職員手当等では救急業務手当で出勤件数の増加に伴い24万8,000円を追加した一方、勤勉手当、休日勤務手当などの精査によりまして合わせて95万円を減額、4節共済費におきましても共済組合負担金の算定基礎額が当初見込みを下回りまして111万1,000円を減額、その他13節使用料及び賃借料、18節負担金補助及び交付金などの予算精査で事業全体で331万7,000円を減額するものでございます。消防関係車両購入事業では、12節委託料で旧指揮車を普通公用車への構造及び用途変更に要する経費の減によりまして33万4,000円を減額、17節備品購入費では指揮車の購入に伴う入札減で28万8,000円を減額、事業全体で64万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、補正予算書76ページにお戻り願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、既定額から11万5,000円を減額し、68万4,000円とするもので、教育委員会事業、8節旅費及び10節需用費で実績見込みによる減額。

2目事務局費では、既定額から358万6,000円を減額し、9,765万3,000円とするもので、外国青年招致事業から学習習慣育成事業まで、いずれも実績見込みによる不用額の減額でございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額から14万3,000円を減額し、2,398万円とするもので、小学校施設維持管理事業、14節工事請負費で事業費確定に伴う減額。

2目教育振興費では、既定額から93万1,000円を減額し、556万3,000円とするもので、就学奨励事業、19節扶助費で実績見込みによる不用額の減額。

78ページをお開き願います。3項中学校費、2目教育振興費では、既定額から66万9,000円を減額し、355万3,000円とするもので、就学奨励事業、19節扶助費で実績見込みによる不用額を減額するものでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から270万7,000円を減額するもので、社会教育推進事業から81ページ中段、夢と希望を感動体験事業まで、いずれも事業実績見込みによる不用額の減額でございます。

2目町民センター費では、既定額から110万円を減額し、695万1,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、2節給料から12節委託料まで、実績見込みによる減額。

3目社会教育施設費では、既定額から130万円を減額し、2,287万6,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業及び83ページ上段、読書活動推進事業では実績見込みによる減額。

4目多目的集会施設費では、既定額から1万5,000円を減額し、82万2,000

円とするもので、多目的集会施設維持管理事業、12節役務費で実績見込みにより同額を減額。

5目創作活動施設費では、既定額から5万円を減額し、47万6,000円とするもので、創作活動施設運営管理事業、10節需用費で実績見込みにより同額を減額。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額から103万8,000円を減額し、294万1,000円とするもので、社会体育推進事業及び社会体育施設運営事業、いずれも実績見込みにより不用額を減額。

2目山村プール費では、既定額から14万円を減額し、199万7,000円とするもので、山村プール運営事業、1節報酬、11節役務費で実績見込みによる減額でございませぬ。

84ページをお開きいただきまして、3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額から17万9,000円を減額し、3,118万4,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、8節旅費、14節工事請負費で事業実績による減額。

4目学校給食費では、既定額から18万円を減額し、1,909万1,000円とするもので、学校給食事業、17節備品購入費で事業実績による減額。

11款1項公債費、1目元金では、既定額に34万円を追加し、3億4,009万4,000円とするもので、平成21年度に借り入れた臨時財政対策債の利率見直しに伴い追加するものでございます。なお、借り入れた元金の償還総額自体は変わるものではございません。

2目利子では、既定額から88万2,000円を減額し、1,661万5,000円とするもので、地方債償還利子として平成21年度借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び平成31年度借入れ分の利率の確定により減額しているものでございます。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に188万6,000円を追加し、2億694万5,000円とするもので、27節繰出金として各会計の決算見込みに基づきまして自動車学校事業特別会計に対し498万円、水道事業特別会計に114万1,000円をそれぞれ追加し、国民健康保険事業特別会計から40万7,000円、下水道事業特別会計から248万4,000円、後期高齢者事業特別会計から134万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額に14万円を追加し、79万1,000円とするもので、基金の利息分5,000円と国営草地弥生団地貸付収入追加分13万5,000円を追加ものでございます。

2目ふるさと応援寄附基金費では、既定額に80万2,000円を追加し、180万2,000円とするもので、基金の利息2,000円と今年度の寄附積立て見込額80万円を追加するものでございます。

3目森林環境譲与税基金費では、既定額に1,000円を追加し、1,178万円とするもので、基金の利息1,000円の追加でございませぬ。

86ページをお開きいただきまして、4目地域活性化基金費では、新規に1億4,780万4,000円を計上するもので、基金の利息4万円と今年度借入れを行う過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業分、いわゆるソフト分5,480万円、さらに過疎、辺地対策事業債の当該年度の借入額の1億円を超える額に係る元利償還金の交付税算入額を差し引いた額、具体的には元利償還金総額の過疎債で30%、辺地債で20%になりますけれども、その額が9,296万4,000円、合わせまして1億4,776万4,000円を追加するものでございます。

5目奨学金等償還支援基金費では、基金の利息3,000円の計上、6目公共施設整備等基金費では基金の利息6万9,000円を計上、7目減債基金費では基金の利息6万9,000円を計上、8目まちづくり基金費では基金の利息1万3,000円を計上、9目地域福祉基金費では基金の利息1万2,000円を計上、10目財政調整基金費では基金の利息8万8,000円を計上、11目天北線代替輸送確保基金費では基金の利息4万8,000円を計上、12目長寿園施設改修拡張事業基金費では基金の利息3万4,000円を計上、13目土地開発基金費では基金の利息3,000円を計上、14目中山間水と土保全基金費では基金の利息1,000円を計上、88ページをお開きいただきまして、15目豊かな環境づくり基金費では基金の利息1,000円を計上、16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では基金の利息1万1,000円を計上、17目地方創生基金費では基金の利息3万1,000円を計上、これらの積立てによりまして一般会計上の基金の総額は41億6,389万9,000円となる見込みでございます。

予算書10ページをお開き願います。歳出合計、既定額に2,449万2,000円を追加し、42億220万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。歳入全体につきましても歳出同様、収入実績の確定、決算見込みに基づく補正が大部分となっております。12ページをお開き願います。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額から36万円を減額し、7,476万7,000円とするもので、1節現年度課税分で50万円を減額、2節滞納繰越分で14万円の追加、いずれも徴収実績を勘案して補正するものでございます。

2目法人では、既定額から70万円を減額し、567万円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案して減額するものでございます。

2項1目固定資産税では、既定額から35万円を減額し、5,600万6,000円とするもので、1節現年度課税分で42万円を減額、2節滞納繰越分で7万円を追加、収入見込みを勘案しての補正でございます。

4項1目たばこ税では、既定額から150万円を減額し、1,126万2,000円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案しての減額。

5項1目入湯税では、既定額から20万円を減額し、59万6,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案しての減額でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税では、既定額から160万円を減額し、1,

300万円とするもの。

2項1目自動車重量譲与税では、既定額に387万5,000円を追加し、3,800万円とするもの。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金では、既定額に15万円を追加し、20万円とするもの。

6款1項1目地方消費税交付金では、既定額に1,300万円を追加し、3,500万円とするもの。

14ページをお開き願います。9款1項1目地方特例交付金では、既定額に169万7,000円を追加し、169万8,000円とするもの。

10款1項地方交付税、2目特別交付税は、いまだ不確定ではございますが、既定額に321万円を追加し、1億7,666万7,000円とし、歳入総額調整の役割を持たせておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料では、既定額に1万8,000円を追加し、67万2,000円とするもので、2節地域づくり活動支援センター使用料に同額を追加。

2目民生使用料では、既定額から6万円を減額し、27万円とするもので、1節放課後子どもプラン利用料で参加児童の減により同額を減額。

3目衛生使用料では、既定額から1,200万円を減額し、1,275万1,000円とするもので、3節歯科診療所使用料で同額を減額。

4目農業使用料では、既定額から55万円を減額し、365万円とするもので、1節町営牧場使用料で実績を勘案して同額を減額。

5目土木使用料では、既定額に188万1,000円を追加し、5,269万5,000円とするもので、1節道路使用料から17ページ、10節河川使用料まで各節とも収入実績、見込みを基に追加、減額するものでございます。

6目教育使用料では、既定額から42万8,000円を減額し、28万4,000円とするもので、各節とも収入実績、見込みを基に追加、減額するものであります。

2項手数料、1目総務手数料では、既定額から4万円を減額し、98万円とするもので、6節地籍成果簿閲覧手数料で同額を減額。

2目衛生手数料では、既定額に25万円を追加し、367万円とするもので、3節一般廃棄物処理手数料に同額を追加。

3目農業手数料では、既定額から6,000円を減額し、60万円とするもので、各節とも収入実績、見込みを基に追加、減額するものでございます。

18ページをお開き願います。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に122万4,000円を追加し、6,253万7,000円とするもので、6節低所得者保険料軽減負担金に低所得者への介護保険料軽減に伴う国庫負担金として同額を新規計上。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に568万2,000円を追加し、2億3,562万7,000円とするもので、3節自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金では補助率の確定によりまして640万円を追加、7節社会保障・税番号制度交付金では歳出の住民事務事業、個人番号カード関連事務委託交付金に対する補助金として新規計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金では、既定額から419万6,000円を減額し、1億8,477万1,000円とするもので、3節特別定額給付金事業補助金で事業費確定に伴いまして同額を減額。

4目土木費国庫補助金では、既定額に86万7,000円を追加し、1億1,726万8,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金及び21ページ上段、2節公営住宅建設事業補助金、いずれも実績確定及び見込みを勘案しての追加、減額、新規計上でございます。

20ページ、5目教育費国庫補助金では、既定額から29万6,000円を減額し、202万1,000円とするもので、1節へき地児童生徒援助費補助金では、事業実績に基づき7,000円を追加、2節特別支援教育就学奨励費補助金は該当者がいなかったため皆減するものでございます。

3項国庫委託金、2目民生費委託金では、既定額から2万7,000円を減額し、105万円とするもので、事業費の確定による減額でございます。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から501万3,000円を減額し、4,033万2,000円とするもので、2節災害弔慰金負担金、7節災害見舞金負担金は事業実績見込みを勘案して減額、10節低所得者保険料軽減負担金では低所得者への介護保険料軽減に伴う道負担金61万2,000円を新規計上したものでございます。

2項道補助金、1目総務費補助金では、既定額に8万8,000円を追加し、1,230万8,000円とするもので、補助金額の確定に伴う追加。

4目農林業費補助金では、既定額から175万9,000円を減額し、1億1,371万6,000円とするもので、2節造林事業補助金から23ページ中段、17節藤井地区林業専用道開設事業補助金まで事業実績による追加及び減額、19節地域づくり総合交付金はエゾシカ緊急対策事業に対する補助金として19万円を新規計上。

6目商工費補助金では、新規に333万2,000円を計上するもので、1節プレミアム付商品券発行事業支援事業費補助金に同額を計上、町が商工会に対し補助して実施いたしましたプレミアム商品券発行事業に対しまして、コロナ対策として北海道から発行総額の10%を上限に補助金が交付されるものでございます。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額から11万2,000円を減額し、467万2,000円とするもので、各節とも事業費の確定に伴う追加及び減額。

24ページをお開きいただきまして、2目農林業費委託金では、既定額に10万3,0

00円を追加し、10万4,000円とするもので、2節農業農村整備事業委託金で同額を計上、歳出の草地整備型公共牧場整備事業実施に係る補助監督業務委託金として新規に計上するものでございます。

3目土木費委託金では、既定額に4万9,000円を追加し、85万8,000円とするもので、各節とも額の確定に伴う追加。

4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に41万8,000円を追加し、41万9,000円とするもので、歳出で説明のとおり、各基金の利子分を追加計上したものでございます。

2目財産貸付収入では、既定額に136万6,000円を追加し、1,042万3,000円とするもので、1節土地貸付収入から3節施設貸付収入まで、各節とも貸付け実績及び見込みを基に追加を行うものでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に76万2,000円を追加し、76万4,000円とするもので、1節土地売払収入として宮下定住促進団地分譲地の売払いによる追加。

3目生産物売払収入では、既定額に797万2,000円を追加し、797万8,000円とするもので、1節立木売払収入として北海道電力送電線立木伐採、上駒地区町有林主伐工事及び兵安地区町有林間伐工事に係る素材販売等の代金を追加計上しております。26ページをお開き願います。16款1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に30万円を追加し、30万1,000円とするもの、2目指定寄附金では既定額に35万円を追加し、235万円とするもので、いずれも寄附金の見込額による追加計上でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、2目地域活性化基金繰入金では、既定額に1万5,000円を追加し、5,982万9,000円とするもので、平成31年度過疎対策事業債及び辺地対策事業債の借入れに係る償還額確定に伴いまして公債費に充当する繰入金として追加するものでございます。

3目まちづくり基金繰入金では、既定額から975万6,000円を減額し、1,364万4,000円とするもので、歳出、企画費の総合計画策定プロジェクト事業、地域づくり支援補助事業の確定に伴う減額でございます。

4目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金では、既定額から152万3,000円を減額し、435万6,000円とするもので、歳出、教育費の英語力育成事業、学習習慣育成事業、夢と希望を感動体験事業の実績見込みにより減額するものでございます。

5目地方創生基金繰入金では、既定額から1,405万7,000円を減額し、5,359万円とするもので、酪農振興支援補助金の減額、プレミアム商品券発行事業の財源を道補助金に振り替えたことなどによりまして減額するものでございます。

6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額から897万3,000円を減額し、7,347万3,000円とするもので、役場庁舎や介護福祉センター、小学校、郷土資料館をはじめとする社会教育施設など各施設における修繕等の実績に伴う減額でございます。

8目奨学金等償還支援基金繰入金では、既定額から24万1,000円を減額し、167万9,000円とするもので、奨学金等償還支援事業助成金の実績に伴い減額するものでございます。

9目森林環境譲与税基金繰入金では、既定額から48万5,000円を減額し、1,129万4,000円とするもので、森林整備・林業振興事業の実績見込みに伴う減額でございます。

18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、確定額によりまして既定額に1億480万8,000円を追加し、1億7,709万6,000円としたところであります。

28ページをお開き願います。19款諸収入、6項1目雑入では、既定額に1,191万3,000円を追加し、3,751万7,000円とするもので、各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の追加、減額計上でございます。なお、草地畜産基盤整備事業参加者負担金は1,566万3,000円を追加しておりまして、第2表でご説明いたしました繰越明許事業の財源となるものでございます。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から5,490万円を減額し、4億3,830万円とするもの、2目辺地対策事業債では既定額から2,680万円を減額し、2,050万円とするもの、30ページをお開きいただきまして、4目緊急防災・減災事業債では既定額から40万円を減額し、1,040万円とするもので、いずれも内容につきましては地方債補正で説明をさせていただきましたが、各事業費の確定に伴う減額でございます。

5目公共事業等債では、国の補正予算で追加となった事業の財源として新規に830万円を計上するもの。

6目減収補てん債では、新型コロナウイルス感染症拡大による税収減などの影響を踏まえ、地方自治体の財政資金の確保を図る目的で発行できるもので、新規に269万4,000円を計上するものでございます。

8ページをお開き願います。歳入合計、既定額に2,449万2,000円を追加し、歳入総額を42億220万2,000円とし、歳入歳出のバランスを取ってございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君）　ここで議場の時計で午後3時15分まで休憩を取りたいと思いません。

休憩　午後　3時05分
再開　午後　3時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） まず、1点お伺いします。この補正予算の中での除雪のことでお伺いしたいと思います。

今年度は、建設協会に委託ということで事業を行っておりますけれども、今年雪の量も多いということでなかなかまでに除雪がなされていないというのが見えますけれども、相当町民からクレームが建設課のほうにも入っているのではなかろうかなと思いますけれども、今回どのような印象を持っているかお伺いします。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 建設課のほうにも確かに何件かご意見いただいておりますが、現場のほうと打合せして、対応できるものに関しては対応していくような形で考えてはおります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 課長はそういう答弁しかできないかと思っておりますけれども、ちょっとクレームで農協等も動いた点がありまして、タンクローリー、ミルクローリー車が距離的に長いところの集荷に行ったのですけれども、そこが除雪されていなかったということで、ローリーの運転手が担当の協会のほうに電話を入れたところ、そんなこと知らないと、庭先の農家の人に空けてもらえという電話対応が来たということなのですけれども、今までそういうこともなかったと思っておりますが、そういうことを耳にしているでしょうか。お伺いします。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 自分のほうにはそういった報告はございませんでしたが、以降確認しまして対応のほうを考えていきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 地方債補正について確認させてください。この予算における地方債補正は、見ますと消火栓移設事業については若干増額という変更がありました。その他は過疎債、辺地債ともみんな減額しています。減額理由なのですけれども、事業縮小、設計変更による減額、それから工事請負費、入札結果による減額等々についてはこれは当然だと思いますけれども、ちょっと心配なのは事業費は変わらないけれども、査定において減額された事例があったのでしょうか。その辺がちょっと気になったことと、もしあったとしたら財源不足がかかるわけで、当然一般財源で見るとはしょうけれども、結果はどういうことになるのか。なかったらなかったでよかったのですけれども、よろしく願います。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 起債の配分につきましては、ある程度事業の取りまとめを

して道のほうに申請する形になるのですが、その段階で採択されなかったというものは基本的にはないです。ただ、どうしても過疎債とか有利な起債になりますと、国の予算の範囲もありますので、全国的、全道的に過疎債の要望額が大きくなってくれば全体として、充当率100%が基本ですけれども、ある程度抑えられるというようなところはあって、今年度はどうしてもそういう傾向に若干あったかなというようなところでもありますけれども、事業の中で採択されないというものは基本的にはないということでございます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第12号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第12号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） それでは、議案第12号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和2年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,557万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

今回の補正は、自動車学校全体の予算に関し、おおむね各節において精査し、執行額が確定したことに伴い、減額及び追加補正を行うものです。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から39万3,000円を減額し、4,557万円とするものです。3節職員手当では28万円の追加となりました。降雪による早朝の教習コース除雪回数が例年に比べ多いため、時間外手当を39万円追加、期末、勤勉手当で給与改定により11万円の減、4節共済費では社会保険料、雇用保険料等の確定により13万3,000円の追加、8節旅費では新型コロナウイルスによる会議、講習会等の中止により8万4,000円の減額、10節需用費では施設修繕費でコース内看板等の交換がなかったため2万4,000円の減額、11節役務費では10万2,000円の減額となりますが、郵便料、電話料については年度末までの見込みで追加、口座振替及び窓口収納手数料については新たに計上、点検料、手数料、保険料については執行額確定により減額であります。12節委託料では4万2,000円の減額、床ワックス清掃業務委託料で2万2,000円の追加、健康診断委託料で6万4,000円の減額であります。13節使用料及び賃借料から26節公課費までは、執行額確定による減額であります。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額より39万3,000円を減額し、4,557万円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額より588万円を減額し、2,587万7,000円とするもので、普通車教習生の入校を99名と見込んでおりましたが、77名となり、22名の減、昨年と比較しまして8名の増となりましたが、目標とする人数には達することができませんでした。また、大特車の入校は38名の入校予定としておりましたところ38名の入校となり、目標を達成することができました。今後も入校生確保に向け、各種キャンペーン、事業所訪問等を実施し、入校生確保に向け努力いたします。

2款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金の額の確定により既定額に21万2,000円を追加計上するものです。

3款諸収入、1項1目雑入では、雇用保険料の個人負担料のほか各項目ごとに精査し、減額、追加となり、総体で29万5,000円の追加となりました。特に公安委員会が指定する高齢運転者講習、当自動車学校が独自に行う認定講習は、当初見込みで454名としておりましたが、587名と133名の増となり、20万4,000円の追加となりました。今後も高齢者講習の受講者は増加傾向にあり、希望に沿った講習を開催していきたいと考えております。

4款繰入金、1項1目繰入金では、既定額に498万円を追加し、1,550万3,000円とするもので、一般会計からの繰入れ分であります。

4ページを御覧ください。歳入合計、既定額より39万3,000円を減額し、4,5

57万円とし、歳入歳出のバランスを取っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第13号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第13号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 議案第13号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

令和2年度中頓別町の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,001万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1

款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から73万6,000円を減額し、722万3,000円とするもので、内容につきましては8節旅費で会議などの中止等により45万円を減額、10節需用費では書籍代及び車両燃料費として5万4,000円を減額、11節役務費では共同電算処理手数料の減少見込みにより10万円を減額、12節委託料では地単システムデータ移行費として13万2,000円を減額するものであります。

3款国民健康保険事業費納付金では、既定額から40万7,000円を減額し、5,532万4,000円とし、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分につきましては10万9,000円の減額、2目後期高齢者支援金等につきましては19万5,000円、3目介護納付金分につきましては10万3,000円を減額としております。内容につきましては、令和2年度の国民健康保険事業費納付金の確定により減額をするものであります。

6款保健事業費では、既定額から26万円を減額し、519万5,000円とするもので、2項保健事業費、1目保健事業推進費、8節旅費につきましては、会議等の中止により26万円を減額するものであります。

6ページを御覧ください。歳出合計、既定額から140万3,000円を減額し、2億4,001万8,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金につきましては、既定額から99万6,000円を減額し、1億8,148万7,000円とするものであります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に40万7,000円を減額し、1,289万3,000円とするもので、納付金の確定により減額となったものであります。

4ページを御覧ください。歳入合計、既定額から140万3,000円を減額し、2億4,001万8,000円とし、歳入歳出のバランスを取ってございます。

以上、簡単であります。説明等を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第14号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第14号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） 議案第14号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。総則、第1条、令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額より1,942万6,000円を減額し、5億7,517万5,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額より1,942万6,000円を減額し、5億7,517万5,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入につきましては、既決予定額より363万1,000円を減額し、3,011万5,000円とするものです。資本的支出につきましては、既決予定額より279万3,000円を減額し、3,666万9,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額655万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的には変更はなく、病院事業の医療器械購入事業での起債の確定による限度額の変更であり、限度額460万円を350万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきましては、既決予定額に1億2,390万8,000円を追加し、3億7,269万2,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額を既決予定額より372万5,000円を減額して、5,113万円とするものです。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。17ページをお開きください。また、別に配付してございます補足説明資料の3ページをお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費では、既決予定額より400万2,000円を減額し、3億8,623万1,000円とするもので、給料で111万1,000円の追加は会計年度任用職員のフル、パートの任用確定に伴い実績見込みに増が生じたことによる追加計上、手当では498万8,000円、報酬では77万8,000円、法定福利費で44万8,000円、退職給付費で107万2,000円の減額につきましては、実績見込み及び予算の精査であります。賞与引当金繰入額184万4,000円、法定福利費引当金繰入額32万9,000円の追加は、年度末の翌年度引当金として在籍見込み職員の額確定に伴う追加計上であります。給与費の明細につきましては、7ページから14ページまで掲載しておりますので、ご参照願います。

2目材料費では、既決予定額より374万5,000円を減額し、5,100万2,000円とするもので、薬品費で860万1,000円の減額は、診療に伴う執行状況及び患者数の減を勘案しての減額、診療材料費で485万6,000円の追加は感染対策材料使用料の大幅な増加と購入金額の高騰に伴う追加計上であります。

3目経費では、既決予定額より700万4,000円を減額し、8,278万3,000円とするもので、そのほとんどが実績及び見込みに係る予算の精査、不用額の減額でありますので、追加項目のみご説明いたします。消耗品費は、感染対策に係るペーパータオルや廃棄物用袋の使用量増に伴い30万円の追加、19ページをお開きください。雑費、シーツ、被服等洗濯料としまして、被服洗濯の見込み増から41万6,000円を追加するものであります。

5目資産減耗費につきましては、既決予定額に85万1,000円を追加して、100万1,000円とするもので、期限切れの薬品の減耗及び老朽化に伴い更新した不用機器等の処分に係る減耗費であります。

6目研究研修費では、既決予定額より154万3,000円を減額し、65万7,000円とするもので、図書費、旅費、研究雑費とも新型コロナウイルス感染症の流行により研修機会が大幅に減ったことに伴う不用額の減額であります。

2項介護保険事業費用、1目給与費では、既決予定額より331万2,000円を減額し、887万3,000円とするもので、実績見込みによる給料及び手当、報酬、法定福利費、退職給付費で減額するものであります。

3目経費では、既決予定額より15万5,000円を減額し、121万8,000円とするもので、旅費交通費、通信運搬費、賃借料にて実績見込みによる不用額の減額であります。

3項医業外費用、4目医師看護師養成費は1,000円を皆減するもので、実績見込みがないことに伴う皆減であります。

4項特別損失、1目固定資産除去損は、既決予定額より51万5,000円を減額し、335万5,000円とするもので、旧医師住宅解体費用の入札減を不用額として減額するものであります。

続きまして、収益的収支の収入をご説明いたします。15ページをお開き願います。また、補足説明資料につきましては1ページになります。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は、既決予定額より4,770万5,000円を減額し、8,260万円とするもので、入院数の減少に伴い減額するものであります。

2目外来収益では、既決予定額より9,110万4,000円を減額し、6,671万6,000円とするもので、外来患者の減少に伴う減額であります。

3目その他医業収益では、既決予定額に23万4,000円を追加し、2,119万4,000円とするもので、予防接種等の増加による公衆衛生活動収益の増、診断書発行数の減少による文書料の減、長期入院患者の減少による一部自己負担の減少によるその他医業収益の減となっております。

4目他会計負担金は、既決予定額より9万3,000円を減額し、3,221万5,000円とするもので、救急医療費分の額確定に伴う減額であります。

2項介護保険事業収益、1目訪問看護収益は、既決予定額より132万1,000円を減額し、67万9,000円とするもので、利用者数の減少に伴う減額であります。

2目通所リハビリ収益は、既決予定額より12万6,000円を減額し、310万8,000円とするもので、利用者数の減少に伴う減額であります。

3目居宅事業収益は、既決予定額より41万9,000円を減額し、163万2,000円とするもので、見込みより利用者数が減少したことに伴う減額であります。

5目他会計補助金は、既決予定額に41万9,000円を追加し、674万1,000円とするもので、実績見込みによる運営費補助金108万1,000円の減額及び北海道単独補助であります在宅医療提供体制強化事業補助金が今年度も町会計を經由して150万円が交付されることになったことによる新規計上であります。

3項医業外収益、1目受取利息配当金は、既決予定額より4万8,000円を減額し、2,000円とするもので、預金利息の実績見込みによる減額。

2目他会計補助金は、既決予定額に6万円を追加し、2,250万9,000円とするもので、共済追加費用負担分、児童手当分の額確定に伴う追加計上及び研究研修費分の実績見込みによる減額であります。

3目他会計負担金は、既決予定額に1億2,105万5,000円を追加して、3億410万円とするもので、企業債利子、新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金の額確定に伴う減額及びリハビリテーション分負担金運営費補助金の見込みに伴う追加計上であります。

4目患者外給食収益は、既決予定額に14万7,000円を追加し、68万7,000円とするもので、給食利用者の増による患者外給食代の追加。

6目その他医業外収益は、既決予定額に10万9,000円を追加し、145万5,000円とするもので、その他入院分の追加計上であります。

7目国庫補助金は、既決予定額より154万1,000円を減額し、336万5,000円とするもので、医師招聘費用や日当直の診療応援医師に係る補助金、国民健康保険特別調整交付金の額確定に伴う減額であります。

8目道補助金は、既決予定額に90万7,000円を追加し、866万円とするもので、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の実績見込みによる追加計上であります。

病院事業収益総額では1,942万6,000円を減額し、5億7,517万5,000円とし、収入支出のバランスを取っております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明申し上げます。23ページを御覧ください。補足説明資料では8ページになります。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費では、既決予定額より279万3,000円を減額し、2,933万9,000円とするもので、機械備品購入費にてそのほとんどが医療機器の入札、見積り合わせによる不用額の減額であります。また、オンライン資格確認システムにつきましては、国の補助要件が拡大になったことにより今年度は中止し、次年度にシステム連携を含めて実施することとしたことによる皆減、さらには簡易入院施設備品の追加計上としまして、新型コロナウイルス感染症対策でのベッドパンウォッシャーの購入、これは入院患者に使用した器具等の洗浄、殺菌、消毒をする機器で、感染症対策として大変有効なものであるため購入するものであります。あわせて、厨房にて故障した冷凍冷蔵庫を購入する費用の新規計上、車両購入費にて居宅事業所車両の入札による不用額の減額であります。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。21ページを御覧ください。1款資本的収入、1項負担金交付金、1目一般会計負担金では、既決予定額より96万3,000円を減額し、712万8,000円とするもので、単独備品費の購入機器の額確定及び新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象機器の額確定に伴う負担金を減額するものであります。

2項企業債につきましては、既決予定額より110万円を減額し、350万円とするもので、詳細は第4条で説明しましたので、省略とさせていただきます。

3項補助金、1目国庫補助金では、既決予定額より46万9,000円を皆減するもので、資本的支出でもご説明しましたオンライン資格認証システム整備を次年度実施にしたことによる減額であります。

2目道補助金では、既決予定額より109万9,000円を減額し、1,948万7,000円とするもので、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の実績見込みによる減額であります。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額であります655万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

予定貸借対照表につきましては3ページに、またキャッシュフロー計算書は5ページに

添付しましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（村山義明君） 日程第20、議案第15号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第15号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 議案第15号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

令和2年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ215万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,856万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正、

水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、水道事業債の限度額を変更前990万円から変更後830万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更になった事業についてご説明いたします。農業水路等長寿命化・防災減災事業の限度額を変更前850万円から変更後790万円に、公営企業会計法適用事業の限度額を変更前140万円から変更後40万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額から215万円を減額し、8,774万3,000円とするもので、10節需用費では印刷製本費について新年度から稼働する水道料金調定システムの導入に伴い、賦課簿等の印刷が不要になったことから5万円の減額、修繕費については水道施設や水道管に係る不測の事態に備え200万円を追加計上するものでございます。12節委託料では、簡易水道事業法適用基本方針策定委託料の執行残として97万円を減額するものとなります。14節工事請負費のうち町道水道管移設工事については、町道駅向線交付金工事及び町道秋田原野線交付金工事で水道管の移設を要さなかったため不用となりました57万円を減額するものとなります。また、量水器取替え工事で4万円、一般国道水道管移設工事で3万円、非常用発電機新設工事で92万円については執行残によりそれぞれ減額するもので、全体で156万円を減額とするものとなります。15節原材料費では23万円を追加計上しておりますが、中頓別浄水場で使用している原水を浄化する薬剤の使用実績から苛性ソーダについては1万円の減額、PACで22万円、次亜塩素で2万円をそれぞれ追加計上するものとなります。26節公課費では、水道事業特別会計消費税について令和2年度の確定申告分より簡易課税制度の適用となったため180万円を減額するものとなります。

8ページをお開き願います。歳出合計、既定額から215万円を減額し、1億2,856万3,000円とするものとなります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫支出金、1目水道事業費国庫支出金につきましては、既定額から69万1,000円を減額し、1,508万9,000円とするもので、営農用水事業補助金につきまして営農用水施設の非常用発電機新設工事の事業費確定により減額するものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に114万1,000円を追加し、4,546万4,000円とするもので、一般会計繰入金について追加するものでございます。

5款諸収入、1項雑入、2目弁償金につきましては、既定額から100万円を減額し、200万円とするもので、先ほど歳出でご説明いたしました町道の水道管移設工事で補償となる工事がなかったため、町道水道移転補償について100万円を減額するものとなります。

6款町債、1項町債、1目水道事業債では、既定額から160万円を減額し、830万

円とするもので、地方債補正で説明させていただきましたが、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び公営企業会計法適用事業の事業費確定により減額するものでございます。

6 ページをお開き願います。歳入合計、既定額 1 億 3, 0 7 1 万 3, 0 0 0 円から 2 1 5 万円を減額し、1 億 2, 8 5 6 万 3, 0 0 0 円とするものとなります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 1 5 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 5 号 令和 2 年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 6 号

○議長（村山義明君） 日程第 2 1、議案第 1 6 号 令和 2 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 1 6 号 令和 2 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長より説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第 1 6 号 令和 2 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。令和 2 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

令和 2 年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1, 2 0 7 万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5, 9 4 8 万 6, 0 0 0 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正、下水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、下水道事業債の限度額を変更前5,470万円から変更後4,990万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更になった事業についてご説明いたします。特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前5,330万円から変更後4,950万円に、公営企業会計法適用事業の限度額を変更前140万円から変更後40万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、既定額から1,202万円を減額し、2億848万9,000円とするもので、8節旅費では普通旅費について予定していた会議が中止となったことから6万円を減額するものでございます。10節需用費では、修繕費について不用額30万円を減額、12節委託料では下水道管理センター電気工作保安点検業務委託料で2万円、下水道管理センター維持管理業務委託料で139万円、中頓別町下水道管理センター電気設備工事重点施工監理委託料で269万円、中頓別町下水道管理センター機器更新単価策定委託料で66万円、非常用発電機点検業務委託料で28万円、特定環境保全公共下水道事業法適用基本方針策定委託料で97万円を執行残によりそれぞれ減額するもので、委託料全体で601万円の減額となります。14節工事請負費では、下水道管理センター監視制御設備更新工事について執行残となる565万円を減額するものとなります。

2款公債費、1項公債費、2目利子につきまして既定額から5万円を減額し、769万2,000円とするもので、長期債償還利子の額確定により減額するものとなります。

8ページをお開き願います。歳出合計、既定額から1,207万円を減額し、2億5,948万6,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫支出金、1目下水道事業費国庫支出金では、既定額から478万6,000円を減額し、9,571万4,000円とするもので、社会資本整備総合交付金について事業費の確定により減額するものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額から248万4,000円を減額し、8,482万6,000円とするもので、一般会計繰入金のうち過疎対策事業債及び基準外繰入れ分を減額するものでございます。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債では、既定額から480万円を減額し、4,990万円とするもので、地方債補正で説明させていただきましたが、特定環境保全公共下水道整備事業及び公営企業会計法適用事業の事業費確定により減額するものでございます。

6ページをお開きください。歳入合計、既定額から1,207万円を減額し、2億5,

948万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（村山義明君） 日程第22、議案第17号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第17号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 議案第17号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。令和2年度中頓別町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,277万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページを御覧ください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額に166万6,000円を追加し、3,039万円とするもので、内容につきましては保険

基盤安定負担金で89万6,000円の減額、広域連合事務費負担金では44万8,000円の減額、広域連合からの額の確定によるものでございます。保険料等負担金では、保険料収入の額の見込みにより301万円を追加するものであります。今年度保険料が大幅な増額となった主な要因としましては、年齢到達により後期高齢者になられた方のうち現役並み所得の方や収入の多い方が多数いたことによるものであります。

6ページを御覧ください。歳出合計、既定額に166万6,000円を追加し、3,277万1,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料では、既定額に301万円を追加し、1,849万7,000円とするもので、1節現年度分特別徴収保険料で167万7,000円、2節現年度分普通徴収保険料で133万3,000円をそれぞれ収入見込みにより追加するものであります。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金では、既定額から44万8,000円を減額し、370万円とするもの、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金での広域連合事務費負担金が減額となったことから減額するものであります。

2目保険基盤安定繰入金につきましても、既定額から89万6,000円を減額し、1,035万4,000円とするもので、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金での保険基盤安定負担金の減額分に合わせ減額するものであります。

4ページを御覧ください。歳入合計、既定額に166万6,000円を追加し、3,277万1,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長（村山義明君） 日程第23、発議第1号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長谷川議会運営委員長。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） 発議第1号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

改正の要旨を御覧ください。今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものである。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続については、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名、または記名押印に改めるものである。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。

発議第1号。

令和3年3月9日、中頓別町議会議長、村山義明様。

中頓別町議会運営委員会委員長、長谷川克弘。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則。

中頓別町議会会議規則（昭和40年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願書の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長(村山義明君) これで本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日3月10日から3月13日までは休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、明日3月10日から3月13日までは休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(村山義明君) 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時16分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員